

「アジア諸国の企業間取引の実態に関する調査」

報告書

2011年3月



株式会社 NTTデータ 経営研究所

目次

I. 本調査の概要.....	1
1 本調査の背景と目的.....	1
2 調査項目.....	2
3 調査対象国.....	3
II. 中国.....	5
1 要約.....	5
2 産業特性及び企業特性.....	6
3 企業の資金調達構造.....	10
4 IT利用の状況.....	22
III. 台湾.....	24
1 要約.....	24
2 産業特性及び企業特性.....	25
3 企業の資金調達構造.....	27
4 IT利用の状況.....	37
IV. インド.....	38
1 要約.....	38
2 産業特性及び企業特性.....	39
3 企業の資金調達構造.....	44
4 IT利用の状況.....	54
V. ベトナム.....	56
1 要約.....	56
2 産業特性及び企業特性.....	57
3 企業の資金調達構造.....	60
4 IT利用の状況.....	66
VI. インドネシア.....	68
1 要約.....	68
2 産業特性及び企業特性.....	69
3 企業の資金調達構造.....	73
4 IT利用の状況.....	79
VII. 展望.....	81
1 対象国ニーズの存在.....	81
2 企業間信用の発展段階と導入可能性.....	81

I. 本調査の概要

1 本調査の背景と目的

2010年12月24日に金融庁が公表した「金融資本市場及び金融産業の活性化のためのアクションプラン～新成長戦略の実現に向けて～」において、今後の取り組み方策として「日本の電子記録債権制度をアジア諸国に普及させていくために、アジア諸国の金融・資本市場に関する実態調査を実施すること」が掲げられている。わが国の電子記録債権制度は、企業間取引の円滑化と、取引における企業の信用補完及び資金調達に資する制度であり、本調査では、以下の2点を目的として「アジア諸国の企業間取引の実態」を明らかにしていく。

- (i) わが国の電子記録債権制度普及に向けた検討に資する、アジア諸国における産業構造や金融制度等に関する基礎的な情報を収集する
- (ii) 本邦企業の海外展開において重要となる、現地における商慣習、資金調達上の課題に関する基礎的な情報を収集する

2 調査項目

本調査では企業間取引に影響を与える産業構造や資金調達構造に着目しつつ、電子記録債権制度との適合性に配慮して、各国の IT 利用状況を調査項目として付け加えた。

(i) 産業特性及び企業特性

製造業や建築業といった産業においては、製品、工事の完成までの期間が長く、一般にその間に資金調達ニーズが発生する。これらの資金調達ニーズが多い産業が主要産業を構成している国は、資金調達を円滑化する電子記録債権制度に親和性がある。

また、資本特性によっても資金調達ニーズが異なると考えられる。例えば、財閥グループや外資系企業のプレゼンスが高い国では、グループ内での資金調達が行われている可能性があり、グループ外部からの資金調達ニーズに乏しいことが想定されるからである。

(ii) 企業の資金調達構造

企業の資金調達ニーズを深掘りするために、資金調達方法や発注企業と下請け企業の関係、中小企業向け金融の提供状況などを調査する。

また、企業において売掛金回収の遅延や小切手・手形の不渡が生じている場合、決済の信頼性向上のために電子記録債権制度の導入可能性があると考えられる。

(iii) IT 利用の状況

電子記録債権制度は IT の活用を前提としているため、導入対象国における銀行間決済インフラのシステム化が行われている必要がある。

また、導入対象国にインターネットや PC 等の IT 環境が十分に整備されている必要があることから、金融インフラの整備状況や企業におけるインターネット普及率、各国の IT 政策を調査対象とする。

3 調査対象国

本調査では、以下の5カ国を調査対象とする。

- (i) 中国
- (ii) 台湾
- (iii) インド
- (iv) ベトナム
- (v) インドネシア

上記の5カ国の選定にあたっては、以下の観点から選定を行った。

(i) 企業数

電子記録債権制度の効用は、制度導入により解決される課題の深さと利用企業数によって測ることができる。課題については、本調査の調査項目としているため、選定にあたり企業数を採用した。

(ii) 日系現地法人数

日系現地法人にとっての電子記録債権制度の効用は、日本型の電子記録債権制度によって利便性向上につながるため、選定にあたり企業数を採用した。

企業数の上位6カ国のうち、韓国は、日系現地法人数が少なく、且つ電子手形が既に存在しているため、調査対象から除外し、残り5カ国を対象とした。

図表 I-1 調査対象国の選定

国名	企業数(万社)	日系現地法人数(社)
インドネシア	5,126	1,005
インド	4,212	627
中国	4,200	25,796
韓国	300	528
ベトナム	257	940
台湾	127	715
フィリピン	81	527
タイ	50	1,319
マレーシア	45	1,425
シンガポール	16	2,900
バングラデシュ	3	97
スリランカ	2	90
カンボジア	1	48
パキスタン	1	47
ミャンマー	-	51

出典：各国統計局及び日本貿易振興機構

II. 中国

1 要約

(1) 産業特性及び企業特性

資金回収までの期間が長い工業、建設業が重要な産業となっているという特性上、中国では債権を流通させるニーズは高いと考えられる。しかし、電子記録債権制度導入にあたっては、国営企業の存在に留意する必要がある。実際の企業数としての影響は少ないものの、国営企業を中心とした企業活動が長く継続していたことによる商慣習が影響を及ぼす可能性がある。

次に、工業分野における企業数の約1割、生産額で約2割を占める外資系企業の存在にも留意が必要である。他国においても共通するが、外資系企業の資金調達は本国の本社が主導する可能性がある為、グループ外の機関を活用した資金調達ニーズは期待し難い面がある。しかしながら、外資系企業は下請けなどのピラミッド構造の上部に位置する企業が多いと考えられ、それらが現地資材調達等を行う場合には、現地企業に支払債務（現地企業の債権）を有することとなる。そのため、現地企業が外資系企業に対する債権を流通させる、または借入に活用する可能性も想定される。

(2) 企業の資金調達構造

中小企業向け融資が商業銀行を中心に増加しているが、抵当・担保貸付が中小企業向け融資の主たる方法となっているため、担保余力に乏しい中小企業にとって、債権を担保とした融資に係るニーズが高いと想定される。

企業間信用においては、決済の遅延が常態化している。罰則制度は整備されているものの効果は限定的となっている。

また、中国では、すでに電子記録債権と類似の制度として、電子商業手形システムが導入されているため、手形・小切手の電子化という観点での日本の電子記録債権制度を導入するインセンティブに乏しいと推察される。

(3) IT利用の状況

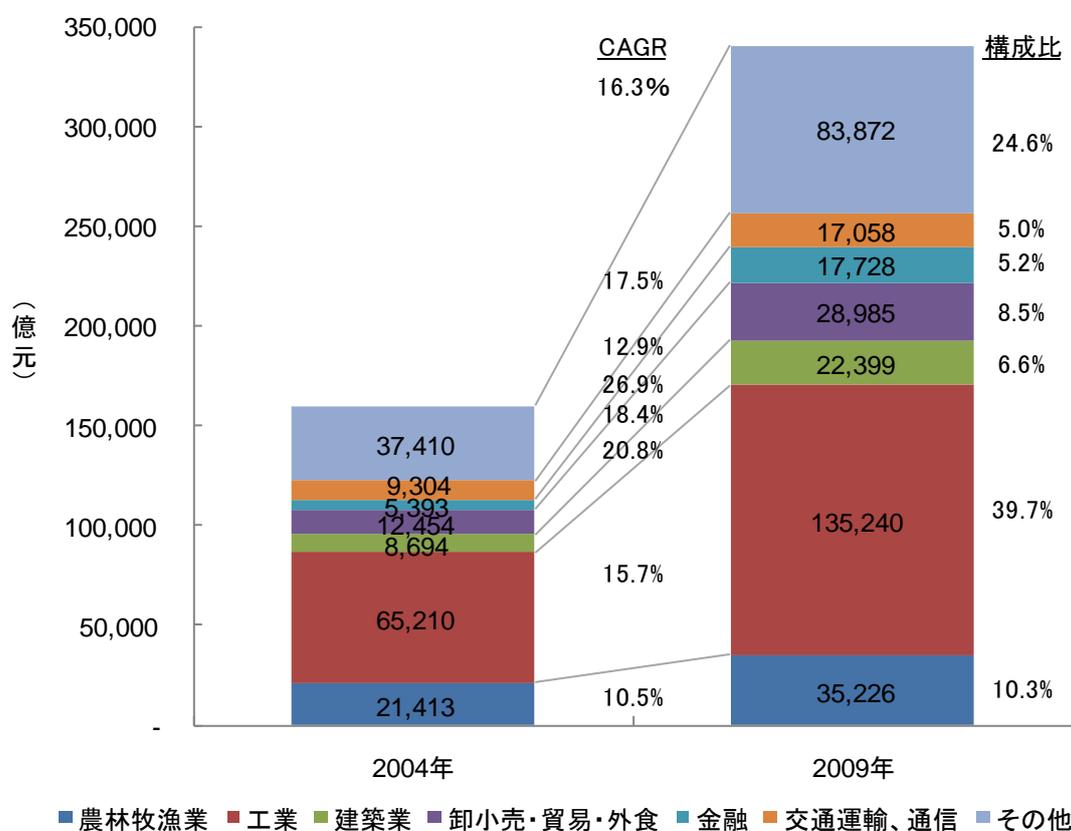
銀行間決済インフラは整備されている。インターネットは中国全土で普及が進んでいるとは言い難いが、インターネット利用者数の絶対数は多い。また、会社員や自営業者による利用も進んでいるため、電子記録債権を導入するにあたっての大きな障害とはならないと想定される。

2 産業特性及び企業特性

(1) 産業特性

中国では、工業が最も主要な産業となっており、GDP に占める生産額比率は 2009 年度において 39.7%となっている。また、建築業については 6.6%と日本（6.2%）と同程度の生産額比率となっている。（図表 II-1 参照）

図表 II-1 GDP に占める各産業の生産額比率（中国）



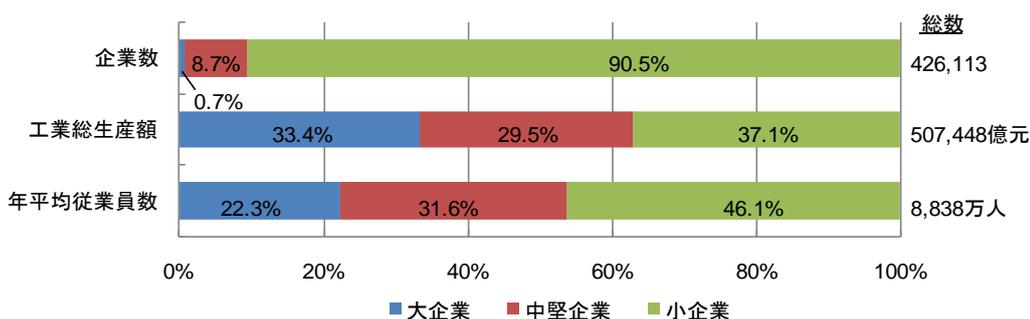
出典：日本貿易振興機構

(2) 企業特性

① 規模別企業数

中国の工業分野における企業のうち 99%以上が中小企業であり、また、工業分野における GDP の 67%が中小企業によるものである。そのため、中小企業が中国の産業構造の中核を担っているといえる。(図表 II-2 参照)

図表 II-2 中国の工業分野における企業規模別構成比率



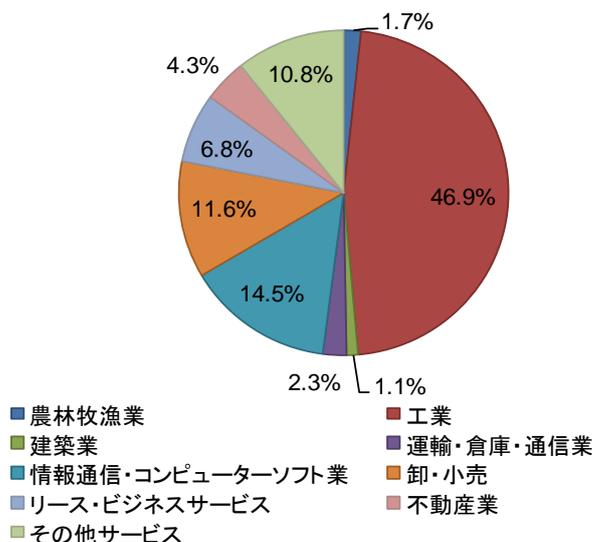
出典：中華人民共和国国家統計局「中国統計年鑑 2009」

② 資本特性

・外資系企業

安価な労働力を求める外資系企業が数多く中国に進出したため、中国には約 43 万社の外資系企業が存在する。また、その業種別内訳として工業が最も多く、46.9%を占める。(図表 II-3 参照)

図表 II-3 中国における外資系企業の業種別登録数

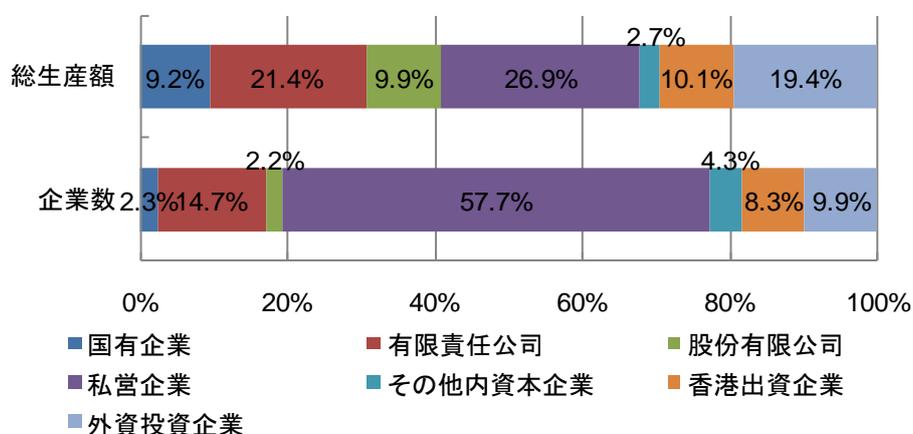


出典：中華人民共和国国家統計局「中国統計年鑑 2009」

中国では、従来、外資系企業の資本や技術の活用を通じた自国経済の近代化・工業化を狙って外資系企業の誘致策を積極的に推進してきた。2006年「第11次5ヵ年計画」によって、選別的な誘致策に方針が転換されているものの、外資系企業誘致の方針には変わりはない。

中国の工業分野における外資系企業の位置づけを見ると、総生産額では約2割を占め、企業数では約1割を占めている。(図表 II-4 参照)

図表 II-4 中国の工業部門における企業類型別構成比



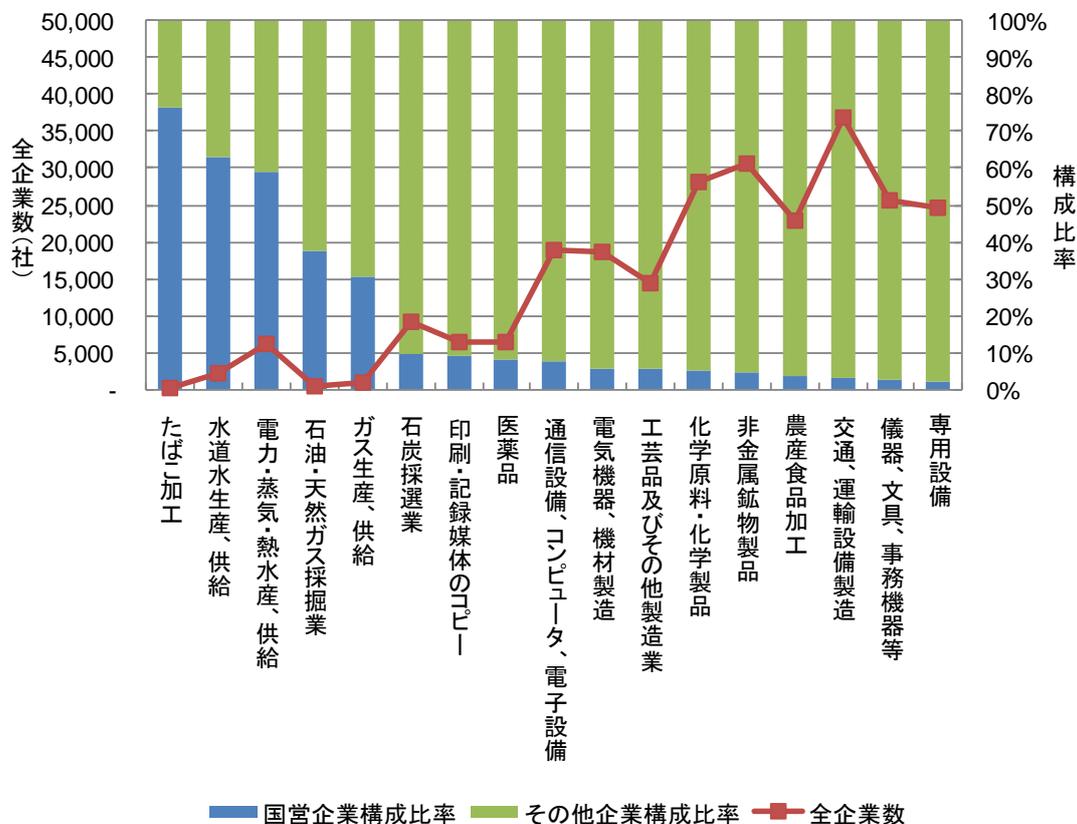
出典：中華人民共和国国家統計局「中国統計年鑑 2009」

・ 国有企業

1970年代末時点における中国には、事実上国有企業(国有企業・全民所有制企業)と集団所有制企業の2種類しか存在していなかった。しかし、その後の経済開放政策によって民営化や国有企業の上場が進められたため、国有企業の数は一時的に減少した。

現在では、工業部門の国有企業は2.1万社に留まっており、「たばこ加工」「水道水生産、供給」「電力・蒸気・熱水産、供給」「石油・天然ガス採掘業」「ガス生産、供給」といった社会インフラ系の業種では国有企業の構成比率は高いが、企業数としては他の業種と比べて低い。(図表 II-5 参照)

図表 II-5 中国における業種別国有企業構成比率



出典：中華人民共和国国家統計局「中国統計年鑑 2009」

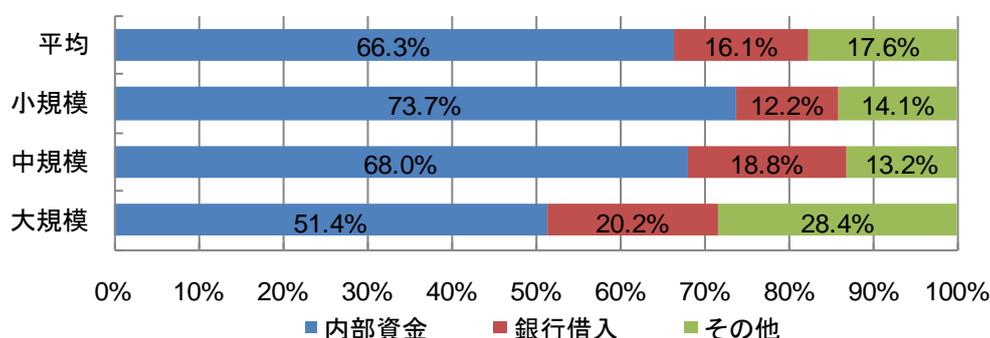
3 企業の資金調達構造

(1) 企業間信用の状況

① 資金調達の実態

世界銀行による 1999 年の事業環境サーベイでは、銀行借入による資金調達の比率は平均で 2 割弱に留まり、特に小規模な企業ほど内部資金調達によるところが大きい。(図表 II-6 参照)

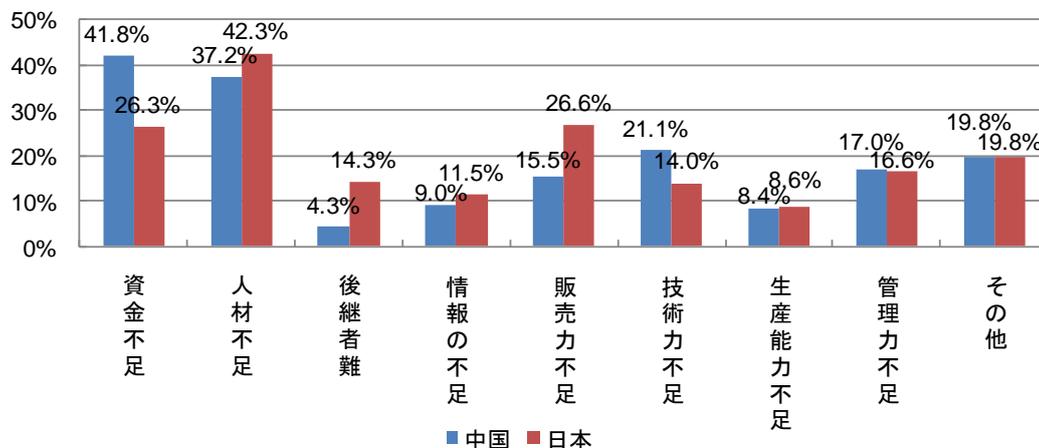
図表 II-6 中国における企業規模別内部資金依存度



出典：世界銀行「World Business Environment Survey」

2009 年の中小企業経営者に対するアンケートでは、4 割の中小企業経営者が資金不足を経営課題として挙げており、中国の中小企業では資金不足が問題となっている。(図表 II-7 参照)

図表 II-7 中国の中小企業における経営課題

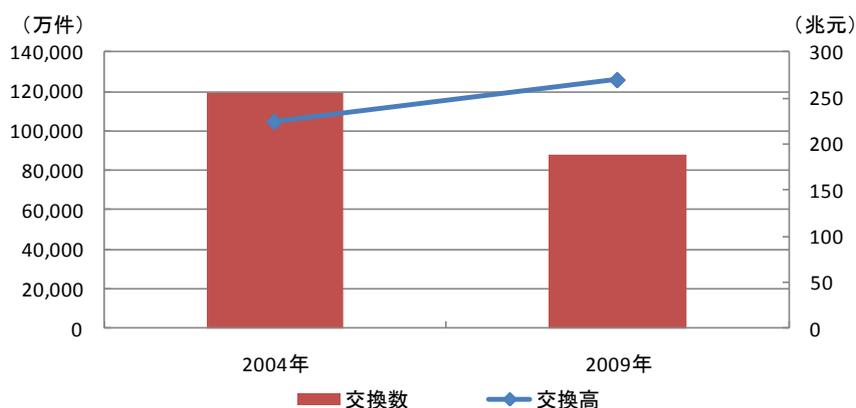


出典：専修大学社会知性開発研究センター/中小企業研究センター
「アジア諸国の産業発展と中小企業」(2009年3月)

② 手形・小切手の利用状況

中国の手形・小切手の利用状況を見てみると、件数は減少しているものの取引金額は増加している。また、2009年における取引金額の総額は日本円で約3,402兆円（1元=12.6円で換算）であり、日本の手形交換高（400兆円弱）を大幅に上回る。（図表 II-8 参照）

図表 II-8 中国における手形・小切手交換数及び交換高



	2004年		2009年	
	件数	金額	件数	金額
手形小切手	11.9億件	224.7兆元	8.8億件	270.0兆元
小切手	11.7億件	208.5兆元	8.5億件	248.6兆元
銀行為替手形	1,322万件	5.3兆元	721万件	4.0兆元
商業手形	588万件	5.5兆元	822万件	9.6兆元
銀行小切手	565万件	5.3兆元	636万件	7.5兆元

出典：みずほ総合研究所「中国の金融制度と銀行取引」

③ 決済の遅延

中国では売掛金回収の遅延は恒常的に発生しており、特に中国に進出した日系企業が中国の地場企業と取引をする際の大きな問題となっている。日本貿易振興機構の「中国進出日系企業における代金回収問題に関する実態報告書」によると、中国における平均的な契約上の支払期間は53.6日であるが、そのうち約15%が支払遅延となるため、遅延を含む実質的な平均的な支払期間は64.8日となっている。（図表 II-9 参照）

図表 II-9 中国における売掛金の支払期間

売掛回収をしている企業の平均的な契約上の支払期間		C	53.6日
売掛回収をしている企業の平均的な遅延を含む支払期間		C+(D×E)	64.8日
全企業の平均的な回収期間		A×B×(C+(D×E))	35.1日

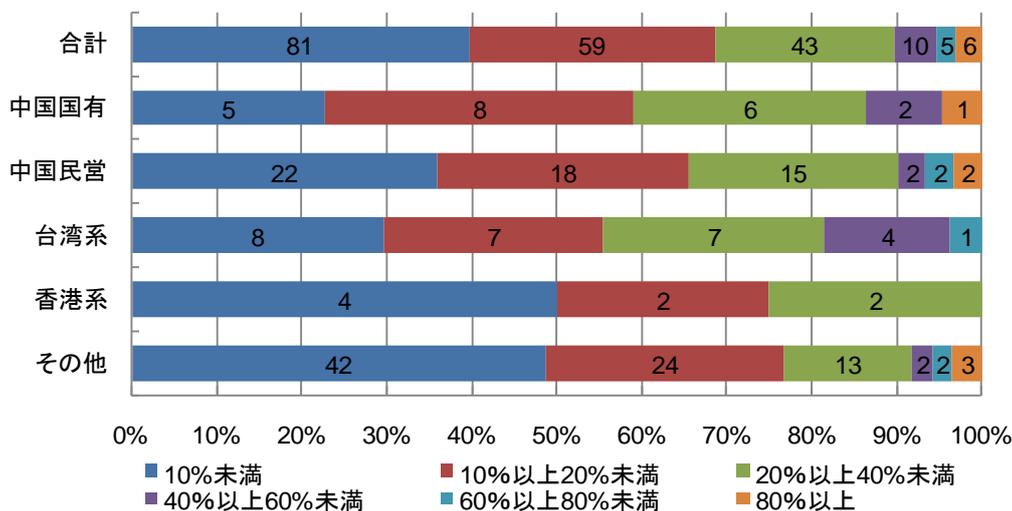
A:代金回収形態		B:売掛回収率		C:契約上の支払期間		D:支払い遅延率		E:支払い遅延期間	
代金前払	8.2%	25%未満	3.3%	納品後1W以内	0.7%	10%未満	58.6%	2W未満	21.4%
納品時払	12.4%	25%~50%未満	1.3%	同1W~半月以内	0.7%	10%~20%未満	22.1%	2W以上1M未満	19.8%
売掛金	65.7%	50%~75%未満	11.3%	同0.5~1ヶ月以内	19.5%	20%~40%未満	12.4%	1M以上3M未満	38.2%
分割払い	12.9%	75%以上	84.1%	同1~3ヶ月以内	72.5%	40%~60%未満	2.1%	3M以上半年未満	9.9%
代金前払+売掛金	0.9%	合計	100%	同3ヶ月以上	5.4%	60%~80%未満	2.8%	半年以上1年未満	6.1%
合計	100%			同0.5~3ヶ月以内	0.7%	80%以上	2.1%	1年以上	4.6%
				同1ヶ月以上	0.7%	合計	100%	合計	100%
				合計	100%				

加重平均 66.6%	加重平均 81.2%	加重平均 53.6日	加重平均 14.9%	加重平均 75.5日
------------	------------	------------	------------	------------

出典：JETRO 上海センター「中国進出日系企業における代金回収問題に関する実態報告書」

顧客の資本別の売掛金の遅延状況では、国有企業の遅延率が民営企業と比べて高い傾向にある。遅延率 10%以上の企業の割合は民営企業では 65%程度であるのに対し、国有企業では 80%弱となっている。(図表 II-10 参照)

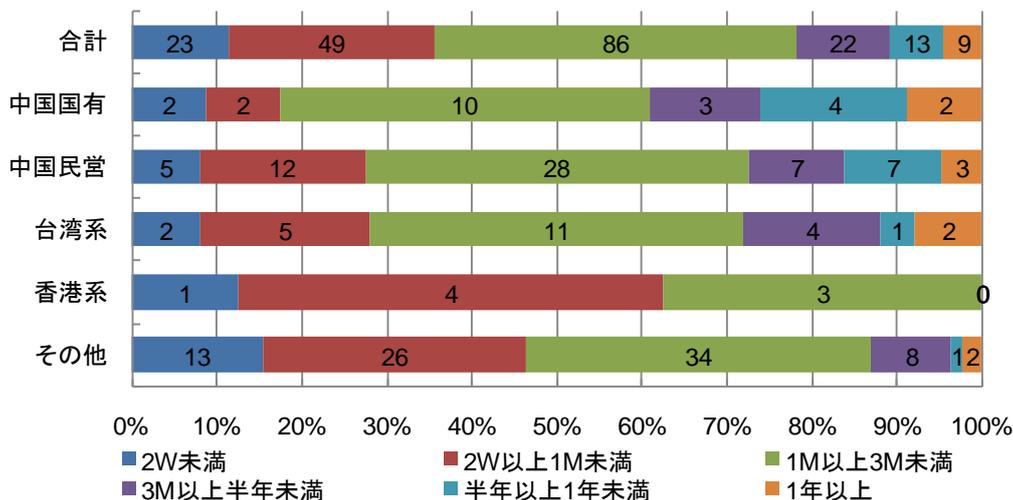
図表 II-10 中国における顧客の資本国籍別支払遅延率別件数割合



出典：JETRO 上海センター「中国進出日系企業における代金回収問題に関する実態報告書」

遅延期間においても遅延率と同様に、国有企業が民営企業よりも遅延期間が長い傾向がある。遅延期間1ヶ月以上の企業の割合は、国有企業の方が多くなっている。
(図表 II-11 参照)

図表 II-11 中国における顧客の資本国籍別支払遅延期間別件数割合



出典：JETRO 上海センター「中国進出日系企業における代金回収問題に関する実態報告書」

(2) 金融機関による中小企業融資の状況

① 中小企業金融の提供状況

中国の金融機関における中小企業向け融資比率は平均約5割となっている。近年、国有4大商業銀行（中国工商銀行、中国銀行、中国建設銀行、中国農業銀行）の改革が進み、国有銀行でも徐々に中小企業向け融資に力を入れ始めているが、担保付の融資が中心となっている状況である。

商業銀行では、不良債権・金融リスクを軽減するため担保制度の普及を推進した結果、中小企業向け融資の主たる方法は抵当・担保貸付となっている。

不良貸出金の比率は全般的に低下傾向にあるが、特に中小向けの融資比率が高い農村組合金融機関において14.8%と高くなっている。(図表 II-12 参照)

図表 II-12 中国における中小企業金融の提供状況

	中小企業向け 融資残高	中小企業向け 融資比率	不良債権比率
銀行業金融機関	103,106 億元	53.06%	5.9%
大型商業銀行	42,512 億元	45.07%	5.5%
株式制商業銀行	15,897 億元	49.83%	2.4%
都市商業銀行	10,121 億元	71.16%	3.5%
農村組合金融機関	15,669 億元	94.30%	14.8%

出典：銀监会「2008年 ANNUAL REPORT」

② 中小企業向け金融制度

中小企業向けに以下のような金融手段が提供されている。

(i) 手形割引・電子手形割引

(ii) 売掛債権のリコース条件付買取

銀行が取引先企業の有する売掛債権を買い取る方式で融資を行うもの。

(iii) 売掛債権のノンリコース条件付買取

(ii)と同様、売掛債権の買取であるが、債務不履行時に取引先企業に遡及しないもの。

(iv) 公開統一授信

銀行が顧客に対して極度枠を設定し、それを明示して極度枠内で借入を行う方式。

(v) 国内バイヤーズクレジット

担保或いは保証が必要な国内のバイヤー向け融資。

(3) 政府による代表的な中小企業支援策

① 中小企業支援策

かつての企業振興政策と関連法規は国有企業の改革と外資導入が推進されており、中小企業はあまり重要視されていなかった。しかし、雇用拡大や国民経済の発展、特に経済構造調整及び国有企業改革を進める上で、中小企業が重要視されるようになってきたことを受けて、1998年に中小企業司が設立され、統一的に中小企業を対象にした政策の構築が始まった。

2002年には中小企業政策の基本方針を定める「中小企業促進法」が制定され、中小企業政策の体系的実施体制が整った。「中小企業促進法」は政策の目的を中小企業発展による雇用拡大と中小企業の権利擁護におき、資金支援・創業支援・技術革新支援・市場開拓支援・社会サービス提供を施策の柱としている。中小企業司はこれらの施策の具体化を進めているが、当面は信用保証制度による金融対策の充実と中小企業に対する情報提供・法律相談・研修事業などを実施する社会サービス機関の設立に力を入れている。(中小企業支援策の動向や各種意見については図表 II-13～図表 II-15 参照)

2006年から開始されている「第11次5ヵ年計画」では、中小企業は「経済成長を牽引する存在」として捉えられており、「中小企業成長工程」が打ち出されている。この中で、大企業の下請けとして中小企業を育成する必要性が提起され、自動車産業などでは、完成車メーカーと部品メーカーとの密な取引関係が形成されている。

図表 II-13 中国における中小企業支援施策の動向

年	中小企業支援施策の動向
～1990年代	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1990年代に入ると国有企業の急速な民営化と私営企業の勃興を背景に、所有制別の経済政策と管理体制の限界が露呈し、規模別の企業政策が重視されるようになった ・ 90年代後半以降、税の減免(例:94年の税制改革で小企業の企業所得税率)など、中小企業に対して財政と金融面での支援策が出された
1998年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国人民銀行「中小企業に対する金融サービスの更なる改善に関する意見」 - 中国人民銀行が各専門銀行所属の支店・営業所に中小企業信用貸付部を設置するよう求めた ・ 国務院関係部門からなる「中小企業発展促進グループ」を設置 ・ 中小企業の重要性の高まりに伴い、「中小企業司」という初の中小企業専門政府機構を国家経済貿易委員会に新設
1999年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「中小企業信用担保システムの試験的な構築に関する指導意見」 ・ 中国人民銀行「中小企業に対する金融サービスを強化、推進することに関するガイドライン」
2000年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「中小企業の発展を奨励・支援する若干の政策意見」
2002年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「中小企業促進法」 - 資金サポート、創業支援、技術革新、市場開拓、社会サービス等の内容で構成されている ・ 中国人民銀行「市場、収益力、信用のある中小企業に対する貸出支援を更に強化することに関するガイドライン」
2005年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国務院「個人経営、市営などの非公有制経済の発展を奨励し誘導することに関する若干の意見」 ・ 銀监会「銀行の小企業向け貸出業務実施についての指導意見」
2007年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀监会「銀行の小企業向け授信業務実施についての指導意見」
2009年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国務院「中小企業の発展を更に促進することについての国務院の意見」
2010年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国人民銀行、銀监会、証监会、保监会「中小企業に対する金融サービス工作のさらなる推進についての意見」

図表 II-14 「銀行の小企業向け授信業務実施についての指導意見」の概要

主な内容	
授信内容	・ 貸出、貿易金融、割引、ファクタリング、貸付承諾、保証、信用状、手形引受 等
対象となる銀行	・ 政策銀行・商業銀行 ・ 商業銀行には、外資銀行を含む
銀行の体制整備	小企業向けの体制のメカニズムを構築する ① 金利に関するリスク・プライシング・メカニズム ② 独立採算制度 ③ 効率的審査承認制度 ④ 奨励制度 ⑤ 専門要員の研修制度 ⑥ 契約不履行情報の通報制度
借り主の実態把握・信用リスク評価体系の構築	・ 財務諸表、書面資料や担保に依存するのではなく、実地調査を重視する ・ 企業の存続期間、経営者の素質、経営状況、償還能力、信用状況及び成長見込みなどの指標に基き評価体系を構築。
無担保貸出の許容	・ 信用力があり、借入金の償還能力が確実な企業に対しては、銀行はリスクをプライシングに十分反映した上で一定の金額・期間に限定して信用扱いの貸出を実行できる
銀行が受け入れる担保の種類	・ 家屋及び店舗の抵当権 ・ 商標使用权、特許権、著作権等の知的財産権の権利質 ・ 倉庫証券、積荷証券の質権 ・ ファンド拠出金、出資株式の質権 ・ 売掛債権の質権 ・ 在庫抵当 ・ 輸出戻し税還付書の質権 ・ 信用力ある企業の供給販売契約の質権 ・ 事業オーナー・主要株主個人の財産抵当、質権、保証等
各種借入保証	・ 事業オーナーの連帯保証、経済連合対による連帯保証、輸出信用保険を利用した代替保証等 ・ 財政による利息補填、創業投資ファンド、科学技術型省企業技術革新ファンド等からの支援を受けている企業、専門信用保証機関が保証を差し入れる小企業には授信支援する

図表 II-15 中国の中小企業金融にかかわる各種意見の概要

ガイドライン名	主な内容
2005年 個人経営、私営などの非公有制経済の発展を奨励し誘導することに関する若干の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各銀行の中小企業融資部門は非公有企業向け貸出比率を引き上げること ・ 中小企業が上場できる株式の制度づくりを進めること ・ 中小企業に対する評価制度を改善し、信用扱いの貸出も受け入れること ・ 中小企業信用保証機関を育成、拡充すること <p>・ 2006.2中国銀監会主席(当時) ガイドライン公布1周年座談会にて、問題を指摘している</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一部の銀行は、相変わらず、大企業中心の営業を行い、中小企業取引を重視しないという経営理念の問題がある 2. 銀行の貸出管理体制が小企業取引に適していない 3. 企業側に信用を守る意識が希薄で悪意の債務逃れが見られる担保評価・担保登記部門が分散しており手続きが煩雑でコストも高い 4. 小企業向け貸出のリスク分類、リスク準備、償却などの体系ができておらず、銀行の「小企業分類」基準が統一されていない 5. 小企業の直接金融のルートは細く、自己資本が不足しており、過度に銀行借入に頼る状況は銀行が抱えるリスクを拡大している
2009年 中小企業の発展を更に促進することについての国务院の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業を取り巻く環境について「融資難・保証難問題が依然として大きな問題である。一部の支援政策は未だ実施に至っていない。企業の負担は重く、市場の需要不足、生産能力過剰、収益の大幅減少、赤字の拡大などの状況がある。積極的で有効な政策措置を講じて、中小企業の経営難克服を支援しなければならない」と指摘している <p>【融資難に関わる要求措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 小企業支援のための金融政策を全面的に実施すること 2. 中小企業に対する金融サービス体制の改善強化 3. 中小企業の資金調達ルートの拡大 4. 中小企業信用保証体系の改善 5. 中小企業のための信用情報制度の構築
2010年 中小企業に対する金融サービス工作のさらなる推進についての意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2009.9「中小企業の発展を更に促進することについての国务院の意見」に基く、金融面での対策について、各地の金融当局・金融機関に対して18項目に及ぶ措置を要求 <p>✓小企業向け貸出については①貸出計画②人的資源と経費③顧客群の認定と貸出審査④損益採算 を他の貸出とは区分して扱う体制構築を要求</p>

以上のように中国政府は様々な中小企業支援制度を充実させてきたが、実態面ではまだ十分な支援がなされている状況ではないと考えられる。

都市部では、私営・個人企業に関わる所管は工商行政管理部門だが、実際の活動は登記だけである。地方では中小企業管轄部門が経済貿易委員会の中の一部署に置かれることが多くなっている。同委員会は主に公有制企業を主管する部署であり、外資系企業や私営企業を含めた中小企業を政策の対象として扱っていない。

このように、地域レベルでは中小企業全体を主管する組織がないため、中小企業支援の実態が伴っていない可能性がある。

(4) 関連制度

① 倒産制度

- ・ 中華人民共和国企業倒産法

2007年6月1日より「中華人民共和国企業倒産法」が公布され、従前の「中華人民共和国企業破産法」（1988年）が廃止された。

従来は、倒産債務者及び債権者は倒産企業を管轄する政府当局の事前の許可を得た上で裁判所に倒産の申立を行なう必要があったが、事前の許可は不要となった。また、倒産管財人制度が導入され、裁判所は政府関係者以外の者を指定することができる。

② 手形・小切手制度

- ・ 手形制度の整備状況

中国では、2000年に手形制度が整備されているものの、銀行引受手形の比率が高く企業間信用手段としての活用が少ない。そこで、企業間信用を促進するため、人民銀行が中心となって信用情報制度等の周辺インフラの整備を進めている状況にある。

中国における商業手形は「銀行引受手形」と「商業引受手形」に分かれる。招商銀行では、銀行引受手形の申請に対して「一定の比率の保証金差し入れがあり、不足部分については抵当・質物或いは第三者保証があること」等を条件として、1枚あたりの手形金額は人民元1千萬元を超えないこととされている。

商業引受手形は一部の地域で流通しているほか、同一企業グループ内の企業間決済における使用が多い。2009年の商業手形発行のうち商業引受手形の比率は件数で2.55%、金額で5.39%に留まる。また、上海の2009年末の割引残高は、銀行引受手形が891.3億元に対して商業引受手形は285.1億元である。

- ・ 資金調達における手形の活用状況

中国では銀行での手形割引は、通常、銀行引受手形が一般的である。一部の報道では、2005年の上海の金融機関の累計割引額に占める商業引受手形の比率が48.9%に達し、一部の金融機関では銀行引受手形を上回っているとされている。

また、商業信用に基づく商業手形流通改善の為、2006年11月9日「商業引受手形取引の発展に関する中国人民銀行の指導意見」（中国人民銀行）が出され、企業信用情報の利用拡大策等が図られている。人民銀行は、商業銀行と企業に商業引受手形使用の奨励・誘導に向けて企業信用情報基礎データベースの利用に便宜を図るとともに、企業の信用格付けを推進している。

・不渡制度

人民銀行は、管轄管内の商業手形取引の監視及び支払不履行に対する罰則の強化を図っている。支払拒絶・支払遅延に関する「ブラックリスト制度」を構築し、定期的に通知する仕組みとなっている。また、理由なき支払拒絶に対して、人民銀行は「手形管理実施規則」に基づき1日あたり手形金額の0.07%の罰金に処することとしている。度重なる支払拒絶・支払遅延に対し、商業銀行は、手形の割引・保証・割引保証のほか、一部または全部の決済業務取扱を停止することができる。

・電子手形の整備状況

商業手形を「電子記録」としてインターネット上で管理する方式が2009年10月28日に稼動を開始している。これは、中国の手形法の規定が基本的にそのまま適用されるものであるが、紙ベースの商業手形と異なる点として、①手形期間が6ヶ月から1年に延長、②割引金利は当事者間で協議決定可能ということが挙げられる。また、2010年6月28日に中国全土で電子商業手形システムが稼動し、システムへの接続が完了した金融機関は316機関、64,681支店（銀行246行、ファイナンスカンパニー70社）に及び、取扱件数は93,448件、3,540億元（2009年10月28日～2010年6月30日）となっている。この電子商業手形システムは割引などに活用されつつあるものの、日本の制度と比較すると、債権の分割ができない等の違いが存在する。

資金調達への活用としては、譲渡（割引・転割引・再割引/買切式・買戻式）・質入も可能となっている。なお、2010年6月28日の取扱実績は図表 II-16 の通りである。

図表 II-16 中国における電子手形の利用状況

	件数	金額
電子手形取扱実績	1,509件	35億元
裏書	292件	2.54億元
割引	122件	3.7億元
転割引(他の機関への割引)	72件	7.31億元
再割引	31件	2.81億元
質権設定	1件	8.6万元

出典：みずほ総合研究所「中国の金融制度と銀行取引」

電子手形における不渡制度として、支払不能の場合の罰則規定と、手形情報の登録・照会システムが存在する。「手形法」「手形管理実施規則」に定める「理由なき支払拒絶あるいは支払遅延」がある場合、人民銀行は情状の軽重に応じて警告或いは3万元以下の罰金に処する権限を有する。また、電子商業手形システムにアクセスする金融機関は、電子商業手形の手形情報（券面情報・行為情報）の発送及び受け入れを記録しなければならない。

電子商業手形システムの他に、全国小切手電子データ交換システム（小切手の画像データを電子的に交換する方式）が存在し、小切手の決済処理に関わる電子化が行われている。中国では、広大な国土をカバーすることを目的として全国で約2,300の手形交換所があったため、決済までに時間を要していた。そこで、2006年12月より中国人民銀行によって、全国小切手電子データ交換システムを採用することで地理的な制約を乗り越え、小切手の全国使用を可能とした。2008年末までに9,825の金融組織が、全国小切手電子データ交換システムに接続している。

③ 信用情報制度

中国では企業信用情報が未整備であったことから、1996年以降、人民銀行が信用情報システムの構築に取り組み、企業信用の活用を図っている。2003年に中国人民銀行に征信管理局が設置され、信用情報に関する全国レベルの法規や行政機関としての主管部門となった。これを経て、2006年6月末に銀行貸出登録状況検索システムが全国レベルの「企業信用情報基礎データバンク」として稼動している。

4 IT利用の状況

(1) 銀行間決済インフラの整備状況

中国では、銀行間決済システムとして CNAPS (China National Advanced Payment System) が整備されている。CNAPS は大口支払システムと小口支払システムを備えている。

大口支払システム HVPS (High Value Payment System) は 2005 年より全面稼働し、全国 324 都市の事務処理センターを通じて、8,964 の商業銀行の拠点を結んでいる。処理方式は、RTGS (Real Time Gross Settlement) 方式である。また、香港、マカオの人民銀行との接続が行われており、台湾との決済システム構築についても現在検討中である。国際間の決済は SWIFT が利用されている。

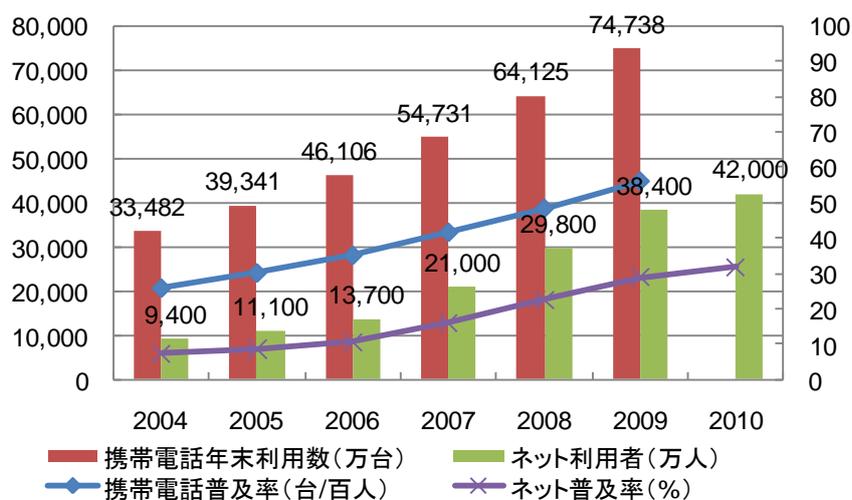
小口支払システム BEPS (Bulk Entry Payment System) は 2006 年より稼働を開始した。これにより一つの銀行カードによって、全国すべての銀行の営業店舗におけるカードを使用した預入、支払、振替が可能となった。このシステムでは、50 万元以下の取引をネットィング決済している。

また、その他 CNAPS に接続していない遠隔地の農村系金融機関向けに、資金振替決済サービスが利用できる「農信銀システム」が 2006 年に開始されている。

(2) 一般企業等における IT の利用状況

中国におけるインターネット利用者は増加傾向にはあるものの、約 4 割程度に留まる。一方で、携帯電話の普及は 7 割強に達している。(図表 II-17 参照)

図表 II-17 中国におけるインターネット・携帯電話普及状況

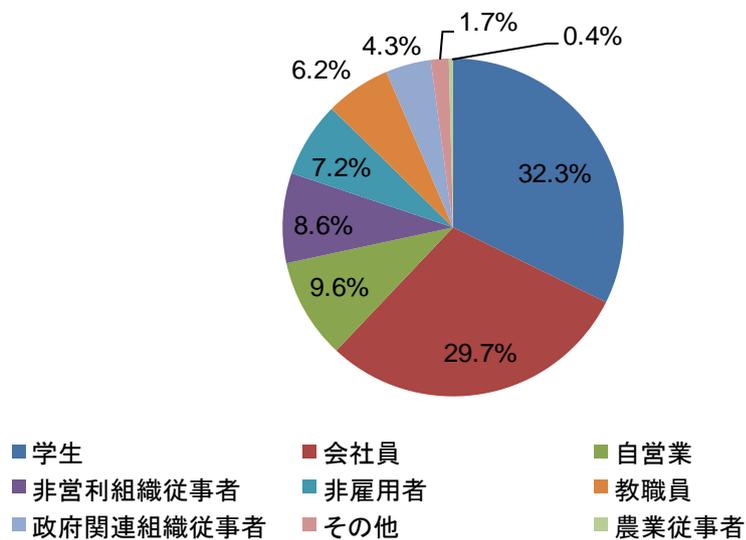


出典：China Internet Network Information Center

「Statistical Survey Report on The Internet Development in China」

利用者の属性別の構成では、学生・会社員がそれぞれ3割程度の構成となっている他、自営業の利用者も1割程度占めている。(図表 II-18 参照)

図表 II-18 中国におけるインターネット利用者属性別構成 (2007年)



出典：China Internet Network Information Center

「Statistical Survey Report on The Internet Development in China」

III. 台湾

1 要約

(1) 産業特性及び企業特性

台湾では製造業が GDP の 26.5% を占めていることや、従業員 5 人以下の企業が 80% 弱、従業員 30 人以下の企業が 97% を占めており、国営企業、外資系企業の企業数は少ない。ただし、台湾企業の 64% を占める個人企業・組合企業の多くは家族経営を行っており、親戚・家族などからの借金による資金調達が行われている可能性がある。この場合、外部からの資金調達ニーズが顕在化しにくいと考えられる。

(2) 企業の資金調達構造

資金調達構造から見ると、台湾の中小企業は固定的な下請け関係ではなく、対等な分業関係を構築しており、資金調達面でも銀行に依存してこなかった。

しかし、近年の産業構造の転換を考慮し、日本の制度も参考にしつつ、台湾政府や金融機関では中小企業支援を積極化している。

台湾でも売掛債権担保などの制度は存在するものの、制度上の使い難さなどがあり、その制度の改善に電子記録債権制度を併せて提供していくことが考えられる。ただし、類似制度として「e-check」が既に導入されており、それによる代替可能性もある。

(3) IT 利用の状況

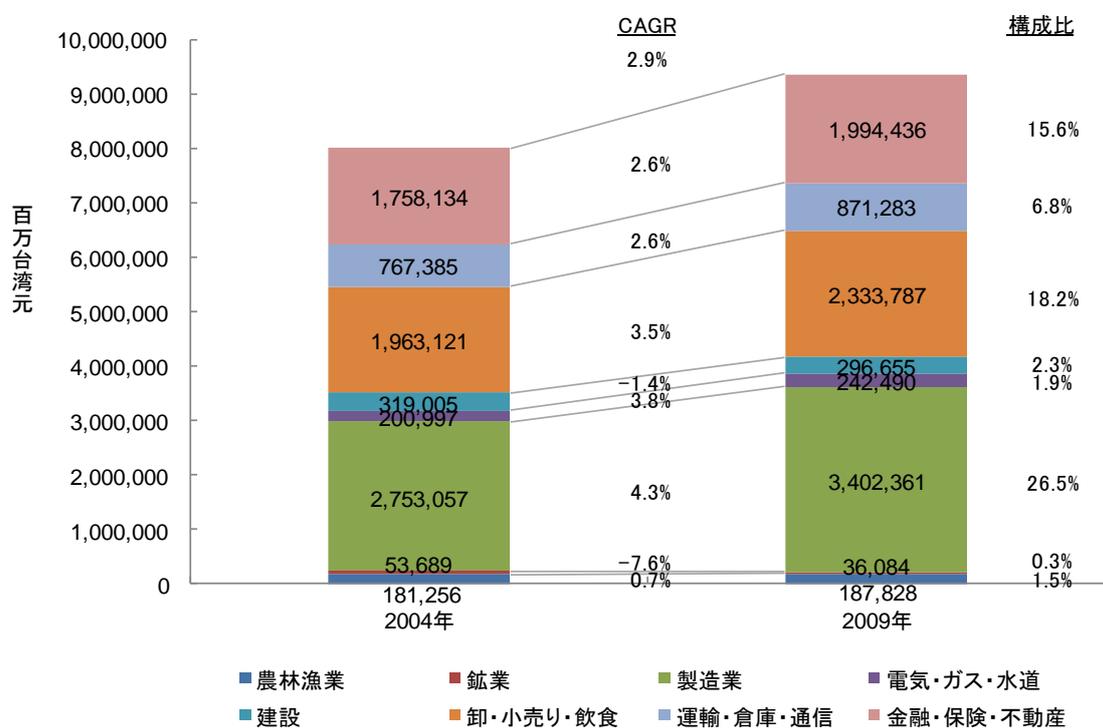
台湾は今回の調査対象国の中で最も早く銀行間決済インフラが整備された。また、インターネット及びブロードバンドもほぼ台湾全土で普及している上、台湾政府による IT 政策も積極的に実施されている。そのため、台湾の企業において電子記録債権制度を利用する環境は十分に整っていると認められる。

2 産業特性及び企業特性

(1) 産業特性

台湾では製造業と卸・小売・飲食が主要な産業となっており、GDPに占める生産額比率は製造業が26.5%、卸・小売・飲食が18.2%となっている。(図表 III-1 参照)

図表 III-1 GDPに占める各産業の生産額比率(台湾)



出典：日本貿易振興機構

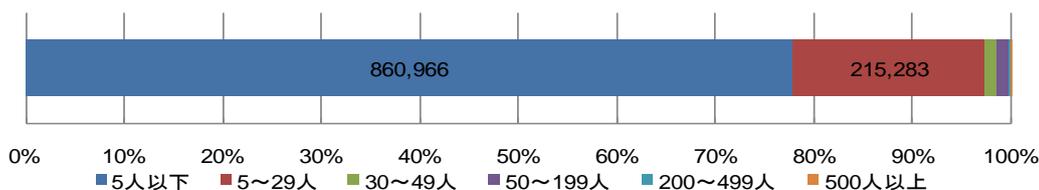
他の産業と比較して製造業の CAGR（年平均成長率）が高い理由として、1990年代以降ハイテク企業の発展が目覚しく、半導体などの大企業が躍進してきたことが挙げられる。しかし、中国などへの工場移転が進んでおり、台湾における産業の空洞化が懸念されている。

(2) 企業特性

① 規模別企業数

従業員数で見ると、台湾では5人以下の企業が8割弱を占めている一方、30人以上の従業員を持つ企業は全体の3%にも満たない。(図表 III-2 参照)

図表 III-2 台湾における規模別企業数



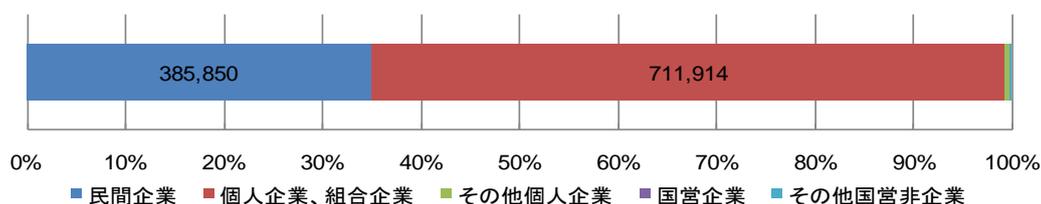
出典：台湾統計局

② 資本特性

・ 国営企業

台湾の国営企業は非常に少なく、全企業数 110 万社のうち 99%以上が民間企業・個人企業・組合企業で占められている。(図表 III-3 参照)

図表 III-3 台湾における企業類型別企業数



出典：台湾統計局

2000年に民主政治を掲げる民主進歩党が政権を握ることとなり、国営企業の民主化が進んだことから国営企業が少なくなっている。現在では、台湾国鉄、台湾電力、中華郵便など、社会インフラ分野における国営企業が残るのみである。

・ 小規模零細企業

台湾の企業の中でも全体の64%を占める個人企業・組合企業については、小規模・零細企業が多く、家族的経営を行っているという点が特徴である。これら小規模・零細企業の資金調達には親戚・家族からの借金などによって行われていることが多く、外部からの資金調達ニーズが顕在化し難いと考えられる。

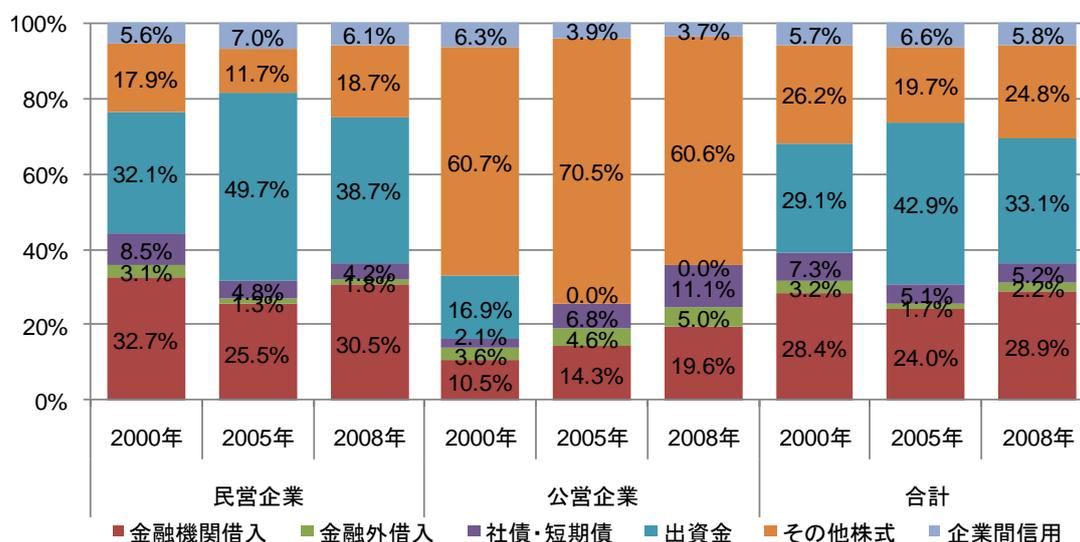
3 企業の資金調達構造

(1) 企業間信用の状況

① 資金調達の実態

企業部門の資金調達において、直接金融（出資金・株式・社債・短期債）の構成が5割を超えている。企業部門のネット（資産計上額控除後）の資金調達の構成比率では、出資金・株式での資金調達比率が高くなっている。また、企業間信用の調達額も「プラス」となっているため、売掛金よりも買掛金のサイトを長くするなどにより資金調達を図っていると推察される。（図表 III-4 参照）

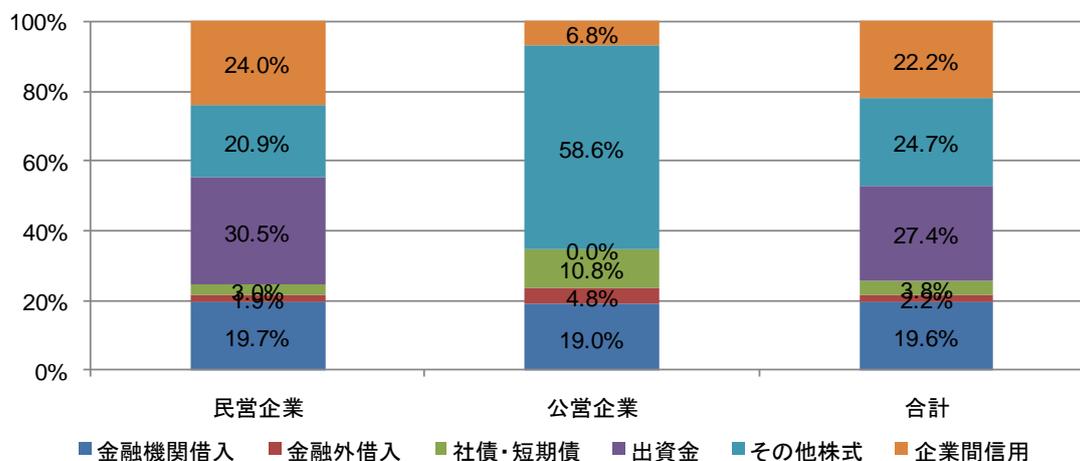
図表 III-4 台湾における企業資金調達（ネット）



出典：台湾中央銀行「資金流量統計 2008年」

また、企業部門の資金調達を負債残高の構成比率で見ると、企業間信用（買掛金）が2割を超えている。（図表 III-5 参照）

図表 III-5 台湾における企業資金調達（負債残高）



出典：台湾中央銀行「資金流量統計 2008 年」

企業規模別の資金調達状況を見ると、大企業は運転資金（売掛金＋在庫－未払い金）を短期借入金で賄うことができているが、中小企業は賄うことができず、長期借入やその他負債、資本等によっている。（図表 III-6 参照）

図表 III-6 台湾の企業規模別貸借対照表

	中小企業					大企業				
	1993年	1997年	2006年	2007年	2008年	1993年	1997年	2006年	2007年	2008年
流動資産	60.4	56.4	76.8	43.9	49.8	61.0	61.3	74.3	62.2	62.3
現金	10.4	12.4	49.3	14.5	15.1	15.3	16.8	21.8	24.3	24.9
売掛金	9.5	17.2	10.9	11.4	12.8	21.7	28.7	37.4	27.6	28.3
在庫	34.5	23.4	14.2	14.7	17.9	20.3	12.4	10.8	8.1	5.8
前払い	3.3	1.6	1.1	1.4	1.5	1.7	1.0	0.6	0.5	1.2
その他	2.7	1.8	1.4	1.9	2.5	2.1	2.5	3.7	1.7	2.3
基金及び長期投資	11.3	14.0	3.9	31.7	22.6	11.4	17.4	1.6	17.7	18.2
固定資産	20.5	26.9	17.0	21.2	24.1	22.2	15.8	19.2	15.6	15.2
土地及び建物	12.4	15.9	10.3	14.4	13.9	11.3	8.4	8.6	6.5	6.5
機械設備	5.4	9.2	5.5	5.7	8.9	7.2	6.0	9.2	8.1	7.8
その他	2.7	1.8	1.2	1.1	1.3	3.7	1.4	1.5	0.9	0.9
無形及びその他資産	7.8	2.7	2.3	3.3	3.6	5.4	5.4	5.0	4.5	4.3
負債	68.4	70.4	59.7	51.5	52.8	68.8	70.2	82.2	72.5	74.7
流動負債	59.0	63.2	52.1	42.4	43.6	54.7	56.4	62.8	52.9	55.2
短期借入金	22.6	25.7	13.6	11.5	11.6	26.0	34.3	41.7	34.5	37.3
未払い金	13.3	15.0	13.7	11.8	11.4	17.4	13.5	11.6	10.2	8.1
前受金	8.8	7.2	4.7	3.0	3.8	6.8	2.7	3.8	3.9	5.4
その他	14.3	15.4	20.1	16.2	16.9	4.5	6.0	5.8	4.3	4.4
長期負債	6.4	5.3	5.9	6.8	7.0	9.6	9.5	10.9	10.9	11.5
長期借入	6.1	1.8	5.0	5.0	5.1	6.3	4.0	3.9	4.3	4.6
その他	0.3	0.5	0.9	1.8	1.9	3.2	5.5	7.1	6.7	6.9
その他負債	2.9	1.9	1.7	2.3	2.2	4.6	4.4	8.5	8.7	8.0
自己資本	31.7	29.6	40.3	48.5	47.2	31.2	29.8	17.8	27.5	25.3
資本	28.6	24.0				20.5	18.1			
内部留保・その他	3.3	5.6				10.7	11.7			
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：中華民国中小企業白皮書

台湾の中小企業は以下のような特徴を有しており、日本の中小企業のような固定的な下請け構造ではなく、相互に独立的で、状況に応じて柔軟に変化するネットワークを構築している¹。こうした台湾企業の特徴は、資金調達を銀行に依存しない傾向に影響を与えていると考えられている。

(i) 分業と協力

台湾の中小企業経営者は工場で技術を習得した後、独立してその技能を活かすため、きめ細かい専門分野に特化している。日本のような大企業との支配・従属関係は見られないが、生産形態は分業的体制が整っており、異業種間において相互に協力的な生産基盤が確立されている。

(ii) 独立志向

台湾の労働者は技術を習得すると「独立会社」を設立する傾向があり、中高年労働者の独立開業が多く見られる。台湾の中小企業は水平的分業体制が整っているため、海外などからのオーダーが自己の技術能力を超える場合には業種間で相互に協力して解決している。

(iii) 弾力性

台湾の中小企業は、輸出指向型産業であり、経済の動向に敏感で、経済変化に対応した生産体制がとられている。広範な情報ネットワークを強みに、台湾の中小企業は弾力性に富み、一定の活力と競争力を持つと言われている。

(iv) OEM 製造

台湾の中小企業経営者は、紡績・電機産業部門を中心とした関係会社、部品メーカー、下請企業という企業間でのネットワークをもっており、日本やアメリカなど、先進国の輸入業者、特に大手小売業の下請け生産として生産活動を行っている。そのため、自社ブランドで売り出す商品生産は極めて少ない。

¹ 出典：「戦後台湾経済の実証的研究－台湾中小企業の役割と課題」園田哲男

② 手形・小切手の利用状況

台湾における小切手交換数及び小切手交換高は減少傾向にあり、特に近年落ち込み傾向が認められる。(図表 III-7 参照)

図表 III-7 台湾における小切手交換数及び交換高



出典：台湾統計局

また、小切手の不渡が発生する確率は、2009年で0.3%となっており、2002年の0.61%から減少しつつある。

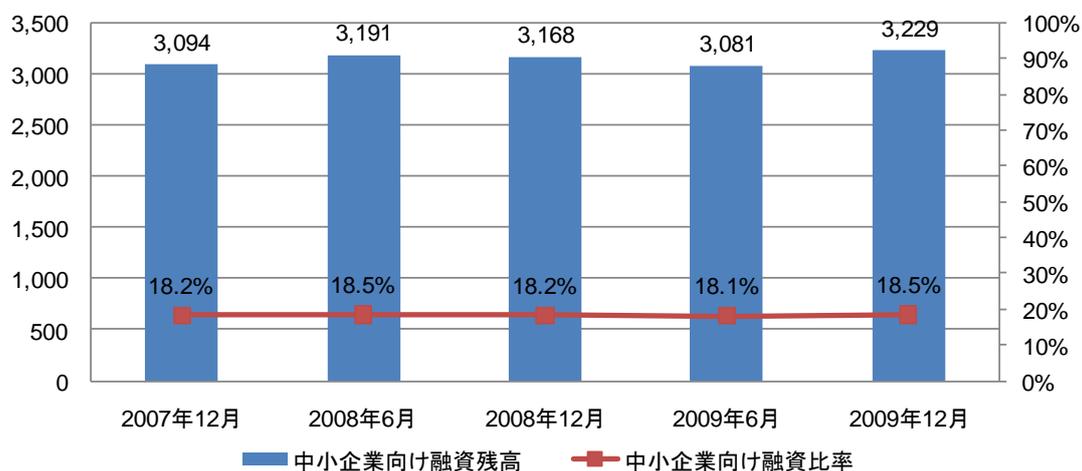
(2) 金融機関による中小企業融資の状況

① 中小企業金融の提供状況

中小企業向け融資は、2009年の金融危機の影響を除けば増加傾向にあるが、融資総額に占める中小企業向け融資比率は2割弱と低水準に留まっている。2009年12月の中小企業向け貸出残高は3.2兆NT\$となっており、うち、2.2兆NT\$（70.0%）が公営銀行によるもので、375億NT\$（1.16%）が外資銀行の支店によるものである。また、台湾中小企業借入保証基金の保証による融資は6,131億NT\$（4,620億NT\$が保証の対象）である。（図表 III-8 参照）

図表 III-8 台湾における中小企業金融の提供状況

(10万NTドル)



出典：寺西・福田・奥田・三重野「アジアの経済発展と金融システム-東北アジア編-」

台湾では、商業銀行は大企業向け融資を中心としており、小口資金については台湾省合作金庫を中心とする各種の信用組合が大きな役割を果たしてきた。1975年以降は、中小企業向け専門銀行が設立されたが、台湾全土に支店網があるのは公営の台湾中小企業銀行のみである。

② 中小企業向け金融制度

日本と同様、中小企業向けに各種資金使途別のローンが提供されており、台湾が「日本の保証協会の売掛債権担保融資に関心を持っている」²とする資料も確認された。

(i) 信用保証制度

1974年に創設された制度で、創設時から部分保証制度を採用しており、代位弁済後の回収は、日本と異なり金融機関で行っている。売掛債権融資保証制度は実施されていない。

(ii) 契約履行保証制度

政府採購法に基づく調達案件、特に公共工事契約において銀行が請負人の施主に対する契約履行を保証する制度である。

(iii) その他台湾銀行が提供している融資種別

- ・ 中小企業成長支援ローン
- ・ 伝統的産業支援ローン
- ・ 中小企業体制強化ローン
- ・ 新領域スタートアップローン
- ・ 小ビジネススタートアップローン
- ・ 伝統的産業向け貸出保証プログラム
- ・ 自動機械購入ローン
- ・ 地震復興優先利子ローン
- ・ 汚染保護低利融資
- ・ 東部産業発展支援長期低利融資
- ・ 研究開発ローン
- ・ 中小企業簡易ローン

² 出典：「アジアの競争法と取引法制」小川 正雄、高橋 岩和

(3) 政府による代表的な中小企業支援策

① 中小企業支援策

台湾では、生産拠点の海外移転などによって、特に中小の製造業部門の業績の不調が続いたため、産業の構造転換（サービス業化）と、中小企業政策を推進する必要に迫られた。そこで、台湾では 1981 年の中小企業処設置以降、日本の政策を参考³として、各種中小企業支援策を実行している。

1991 年に中小企業の自立的成長と健全な発展の支援を目的とする「中小企業発展条例」が制定され、政府が中小企業の市場開発、経営合理化、相互協力、技術の取得、人材の育成及びベンチャーを含めた健全な発展に関する支援措置を図ることが定められた。支援措置の実施主体としては、①経済部の中小企業発展基金、②財政部の信用保証基金の 2 つを柱とし、幅広い支援機構が整備されている。

中小企業向け支出の構成比率では、中小企業処、貿易局が大きいが、財政支出額では技術処が最大となっている。（図表 III-9 参照）

図表 III-9 台湾における中小企業支援に係る財政支出額

	(百万元)		
	年間財政支出総額 (a)	中小企業向支出額 (b)	中小企業向支出比率 (b/a)
中小企業処(含発展基金)	4,366	4,366	100%
工業局・工業技術高度化指導、 工業区開発管理基金	4,301	2,206	51.3%
貿易局・海外市場販売指導・ 貿易推進基金	1,665	1,599	96.0%
商業司・商業現代化推進 及び技術発展事業	1,794	385	21.5%
技術処	17,188	10,112	58.8%
投資業務処・海外投資指導・ 海外専門家招聘	163	52	31.9%
合計	29,477	18,720	63.5%

出典：經濟部中小企業処「中小企業白皮書 2003」

台湾における中小企業支援策は中小企業処を中心としており、その他、財政部・金融機関・県など、多様な機関が中小企業支援策を講じている。

³ 出典：「東アジアの発展と中小企業 ―グローバル化の中の韓国・台湾―」
平川 均、劉 進慶、崔 龍浩

中小企業処では中小企業発展基金を開設して支援措置を展開している。例えば、中小企業高度化融資、自動化機器購入融資、震災特別融資、伝統産業振興融資などのプロジェクト融資が提供されており、また、華陽公司、台湾育成公司、広陽投資公司の3つの中小企業開発公司を介して、電子・電気・バイオ医療等の企業に投資がなされている。

財政部の支援機構の中心は、1974年から続いてきた中小企業信用保証基金であり、基金には税制特例措置が講じられている。特に、保証基金は1990年代に一層の強化と拡充が図られた。金融機関は、中小企業指導センターを設けて中小企業金融の健全化を支援しており、各県には中小企業サービスセンターが設置され、情報提供・相談を行っている。中小企業に対する税制特典は、発展条例に基づき、土地取得税、土地付加税に対する優遇措置のほか、主として中小企業の研究開発費に対する所得税控除や機器設備費の償却期間の短縮措置などがとられている。また、教育部は、配下の大学や研究機構を通じて、ベンチャー・インキュベーターへの支援協力の83%を提供しており、地方政府は民間の中小企業サービスセンターの設置に対して資金的援助等の協力を供与している。

(4) 関連制度

① 倒産制度

倒産制度には、会社更生と破産制度がある。企業向け融資の活発化には、市場からの撤退ルールの整備も重要な要因となる。台湾では破産制度は存在するものの、活用事例が少なく破産手続きに時間を要する状況にある。

(i) 会社更生制度

- ・ 公司法が規定する「更生制度」が適用される
- ・ 公司法第282条に基づいて更生の申立ができるのは、当該会社が、財政困難、営業の一時停止、或いは休業の虞があり、再建更生の可能性のある場合である
- ・ 再建機関中は更生管財人が会社経営を行ない、株主総会、取締役、及び監査役の職権は全て停止される
- ・ 管財人の職務には、会社の業務経営、会社の財産管理、再建計画の作成と遂行、再建後の株主総会の招集などがある
- ・ 「関係人会議」は再建債権者及び株主から組織されるもので、会社再建期間中の最高権力機関となる
- ・ 再建計画は管財人が作成し、関係者会議で審理・通過後、裁判所に報告され、認可裁定後直ちに執行することができる
- ・ 再建計画終了後は管財人が裁判所へ再建終了の裁定を申し立てる

(ii) 破産制度

- ・ 公司 211 条の規定により、会社資産が債務清算に明らかに不足している際、会社法に基づいて企業更生手続きを申し立てる場合を除き、董事会は直ちに破産を宣告せねばならない（会社の債権者からの破産申立も可能）
- ・ 裁判所が破産申立を受理し、「会社が確実に債務の清算ができない状況にあり、且つ保有資産で一部の債務が清算可能」と判断した場合は破産宣告の裁定が下りることになる
- ・ 破産宣告後は破産管理人が選任され、破産人の財産の管理・処分を行う
- ・ 債権者集会で債権者は破産監査人を選任し、債権者を代表して破産手続きの進行を監督させる
- ・ 実際には台北地方法院（裁判所）を除き、破産宣告の事案は少なく、会社が破産宣告の法定要件を満たしていても、裁判官が破産宣告をすることは限らない

② 手形・小切手制度

台湾では、手形は殆ど流通しておらず、小切手が支払手段の主流となっている。

台湾の手形・小切手制度は古く、1895～1945年の日本統治時代に既に制度が存在しており、1913年には最初の交換所である台北手形交換所が設立された。台湾の手形法には約束手形、為替手形と小切手が規定されているが、専ら流通しているのは小切手である。台湾では小切手は単純な支払証券としての役割に限らず、約束手形・為替手形に変わる信用証券としての役割も果たしている。先日付小切手は小切手として完全に有効であり、取引決済手段は先日付小切手が主流である。先日付小切手が交付される場合、振出人と受取人の間で振出日付前には小切手を提示しない旨の約定をすることが多い（ただし、小切手は一覧払証券のため、振出日付前でも呈示があれば支払われる）。

1960年以降、不渡に対して刑事罰など処罰を厳格化することで不渡手形を減少させようとしていたが、1984年に刑事罰を廃止した。その理由は、不渡小切手の振出人が将来確実に不渡の発生することを予見しながら悪意をもって小切手を振り出したような悪質な犯罪事件はごく一部（2.5%⁴）であったため、刑法の不渡に対する刑事罰は故意処罰の原則に反し、且つ不渡の減少に寄与しなかったためである。1984年に改正された手形法は、信用取引の秩序維持を図る手段として、刑事罰ではなく、事前の予防対策に重点を置いたものであり、手形の受取人が信用調査を行う

⁴出典：戴立寧「空頭支票処刑之問題」台湾「法聲」を基に、台湾司法行政部研究報告「違反票拋法問題之研究」

ことによって信用不良の振出人を予めチェックすることで不渡削減を狙うものである。

手形・小切手制度における行政の対応として、2000年に「新手形信用管理に関する規定」を制定している。この中の「手形信用資料の問い合わせに関する注意事項第2条」では、「手形交換所は、取引停止処分者照会センターを設立し、金融機関または公衆の問い合わせに対して、不渡記録など手形信用情報を提供し、協力する」「取引停止処分者照会センターは、個人と法人の当座取引にかかる取引停止処分の有無を中核とするブラック情報を登録し、公衆はインターネット、電話及び文書によりその調査を行なうことができる」としている。

台湾では、2003年からe-checkシステムが稼働している。インターネットバンキングを通じて、「約束手形」「銀行引受手形」「小切手」を電子登録して発行・譲渡・呈示する方式で、電子商取引などの増加に伴い、支払方法の利便性を向上させるために設けられた。口座開設の際は、金融機関による審査を通過する必要がある。

e-checkでの不渡については「取引停止処分者照会センター」に登録され、紙の手形・小切手の情報と併せて管理される。また、e-checkが「譲渡」もできる仕組みであることから、割引などに活用することも可能である。

このe-checkは、口座開設における審査や、取引停止処分の適用などによって、決済に対する信用の面では優れているが、日本の電子記録債権のように分割することはできない。

③ 信用情報制度

上述のように、手形交換所が設立した取引停止処分者照会センターにおいて、不渡記録などの手形信用情報の提供を行っている。これは金融機関に限らず、一般に公開されている信用情報である。

4 IT利用の状況

(1) 銀行間決済インフラの整備状況

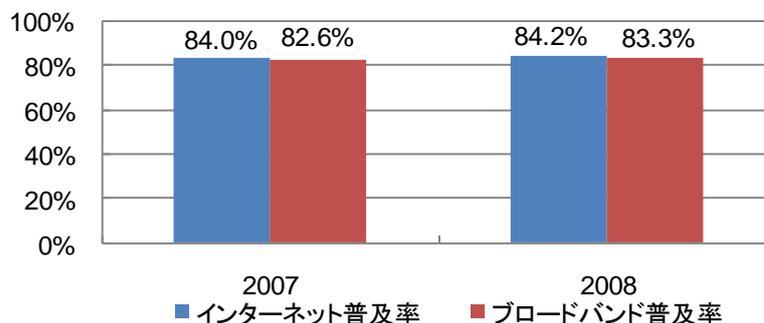
大口支払システムとして、1995年に中央銀行が運用を開始したRTGS方式で処理を行うCBC Interbank Funds transfer System (CIFS)が存在する。

また、小口支払システムはTCH (Taiwan Cheque Clearing House) が2002年から運営しているAutomated Clearing House Interbank Fund Transferのほか、FISC (Financial Information Service Co. Ltd) が運営する銀行間送金システムが存在する。銀行間送金システムは1987年より運営されており、2007年時点で391金融機関が参加している。

(2) 一般企業等におけるITの利用状況

台湾の企業では、インターネット・ブロードバンドが8割超普及している。(図表III-10 参照)

図表 III-10 台湾企業におけるインターネット・ブロードバンド普及率



出典：資策會 創新應用服務研究所

台湾における高いインターネット・ブロードバンド普及率の背景には、台湾政府によるブロードバンド及びFTTHの普及推進計画がある。2009年までの計画である「M-台湾計画」では、ブロードバンドネットワークの敷設により、全世帯の80%がブロードバンドを利用できるようにしたほか、WiMAXの活用によってモバイルブロードバンドネットワークを構築した。さらに、2009年からの計画である「i-台湾計画」では、FTTHの普及率を高め、さらにWiMAXとの連携によって家庭において100Mbps、屋外において10Mbpsの環境を構築することとしている。

IV. インド

1 要約

(1) 産業特性及び企業特性

インドでは、工業製品輸出主導ではなく内需主導による成長を推進しているため、IT や金融といったサービス領域に産業構造の重心が置かれている。そのため、他の調査対象国と比較して、産業特性の面からは資金調達ニーズが高いとは言い難い。また、インドは 90 年代以降外資の参入を受け入れて工業・サービス業を中心とした国内産業を発展させてきたため、インド経済における外資系企業のプレゼンスが大きい。外資系企業はインド国内にサプライチェーンを有していることから、その売掛債権を活用して国内企業の資金調達を円滑化するスキームを既に構築していることが想定される。財閥が経済へ大きな影響を持つという点もインドの特徴であるが、インドの財閥は外資の受け入れや上場など、比較的開放的な経営をしているため、外部機関を活用した資金調達を行う可能性は十分に認められる。

(2) 企業の資金調達構造

インドではすでに小切手電子交換システムと e-check が提供されている。一方で、中小企業における資金調達手段として、手形制度は一般的でないため、債権の流通による資金調達は行われていないと想定される。

また、インドでは、各種融資制度が存在するものの、銀行は総与信の一定割合を担保でカバーすることとなっているため、資産を保有しない中小零細企業にとって資金調達が容易でないことが推察される。

近年インドでは中小企業振興策が導入されているが、日本の中小企業支援制度がベストプラクティスとして紹介されている。これらから、電子記録債権制度を活用した新たな資金調達ニーズへの対応は想定されるものの、e-check によるニーズへの対応が代替可能な部分もある。

(3) IT 利用の状況

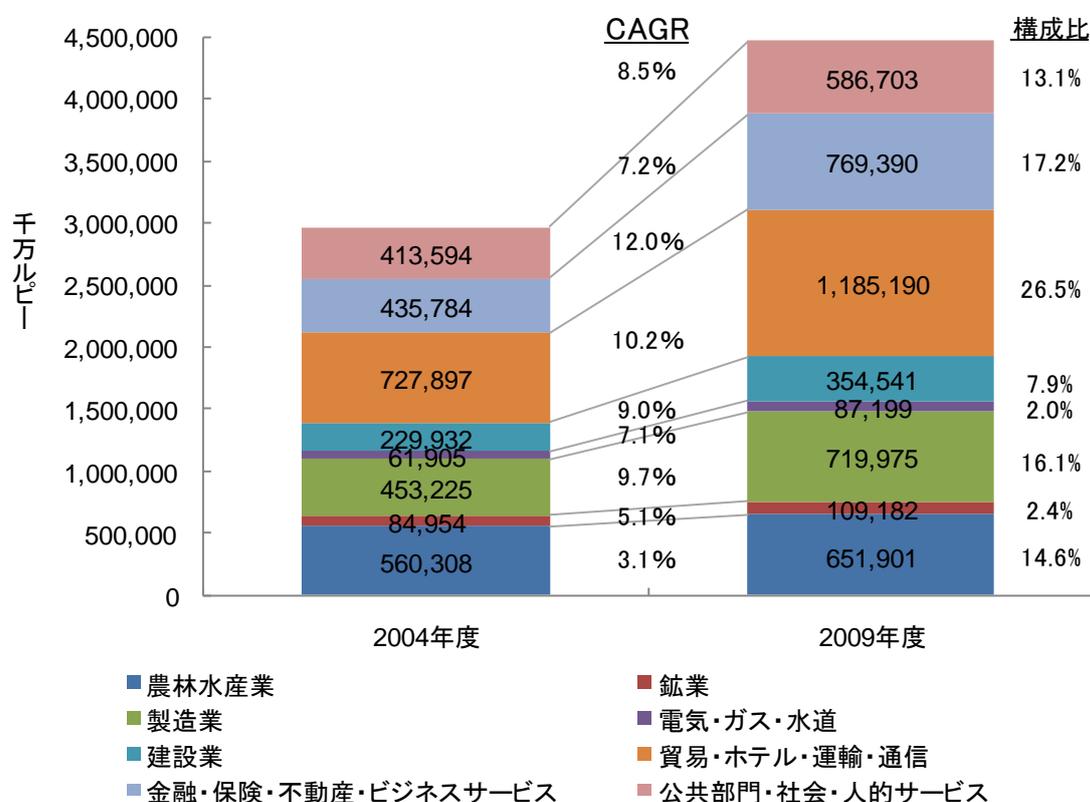
銀行間決済インフラは整備されているものの、インターネットの普及はそれほど進んでいない状況である。インドは中国と同様、国土が広く、また人口も多いことがインターネット普及の阻害要因となっていると考えられる。しかしながら、都市部では比較的普及しているため電子記録債権制度を普及させる上での大きな阻害要因とはならないと考えられる。

2 産業特性及び企業特性

(1) 産業特性

インドでは貿易・ホテル・運輸・通信（GDP に占める構成比率 26.5%）や金融・保険・不動産・ビジネスサービス（GDP に占める構成比率 17.2%）などのサービス業が主要な産業となっている。製造業や建築業の GDP に占める構成比率はそれぞれ、16.1%、7.9%となっており、他の調査対象国よりも割合としては低い。（図表 IV-1 参照）

図表 IV-1 GDP に占める各産業の生産額比率（インド）



出典：日本貿易振興機構

インドでは、東アジアに見られるような「工業製品輸出主導」ではなく、内需主導による成長を続けていることから、製造業の構成比率は他のアジア諸国・日本と比較して高くはない。一方で、サービスの輸出は積極的に行っており、特に IT 関連の輸出がその中核をなしている。

また、インドの GDP の 2004-2009 年の平均成長率は 8.5%と高い成長率を示して

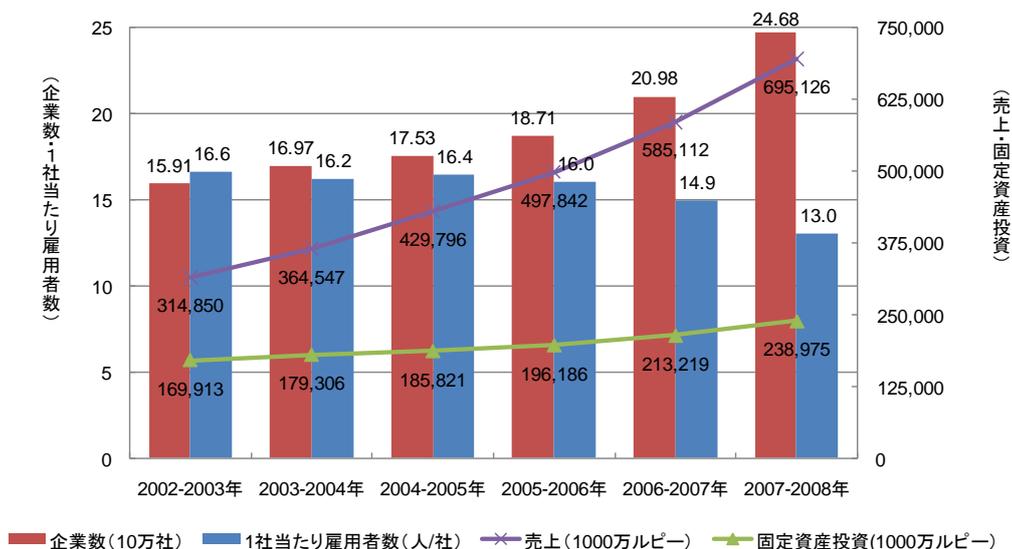
いるものの、供給サイドのボトルネックが課題となっており、特に電力・港湾・道路等のインフラや、オフィス・工場用地の供給不足が課題となっている。今後、インフラ建設などによって建設等の国内産業の振興が促された場合、企業間信用ニーズが顕在化する可能性がある。

(2) 企業特性

① 規模別企業数

インドの中小企業は約 250 万社であり、企業数・総売上・固定資産投資すべてにおいて増加傾向が続いている。一方で、1 社当たりの雇用者数が減少傾向にあるため、従業員数が 0 から数名の小規模企業の増加が顕著であることが想定される。(図表 IV-2 参照)

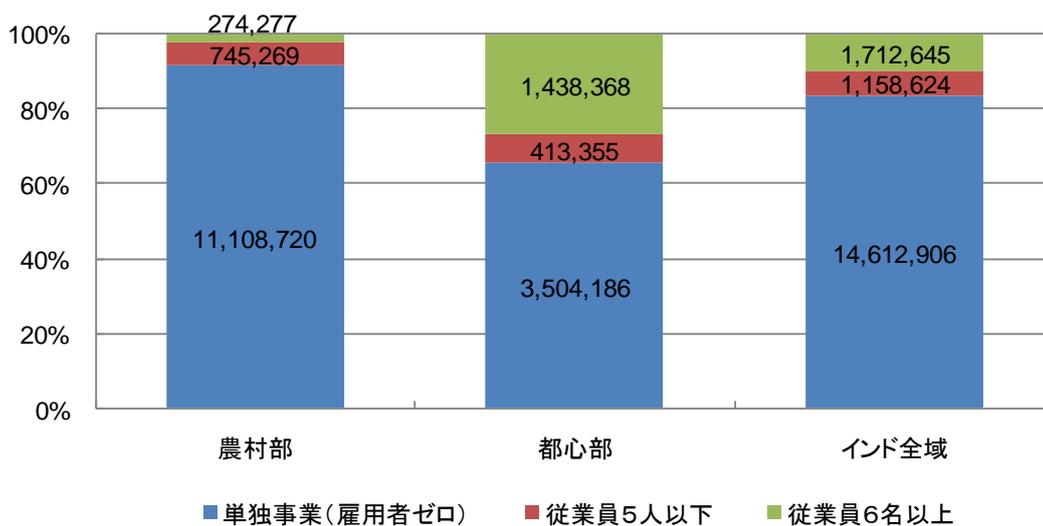
図表 IV-2 インドの中小企業における企業数・雇用者数・売上・固定資産投資



出典：アジア産業研究所「インド経済・産業データハンドブック」

下請け構造が想定される製造業でも、中小企業の構成比率は高くなっている。インドの製造業のうち8割が雇用者を持たない単独事業であり、特に単独事業の構成比率は都市部よりも農村部において高くなっている。(図表 IV-3 参照)

図表 IV-3 インドの製造業における従業員数別企業数



出典：National Sample Survey Organization Ministry of Statistics and Programme Implementation Government of India
 「Operational Characteristics of Unorganized Manufacturing Enterprises In India」

② 資本特性

・国営企業

インドでは、1947年の独立以降の工業化政策の下で数多くの国営企業が創設されたが、競争原理の欠落により非効率な生産体制となったため、1990年代以降外資への開放が進んだ。そのため、国営企業を含む公共セクターの売上高及び企業数は減少しつつある。(図表 IV-4 参照)

図表 IV-4 インドの公共セクターにおける企業数・ネット利益

	2005-2006年		2006-2007年	
	CPSE (社)	純損益 (1,000万ルピー)	CPSE (社)	純損益 (1,000万ルピー)
鉱業	22	2,925	22	32,435
製造業	110	15,196	101	22,872
電気	9	10,088	9	12,116
サービス	85	20,944	85	19,725
合計	226	49,153	217	87,148

出典：Department of Public Enterprises 「PUBLIC SECTOR IN INDIA」

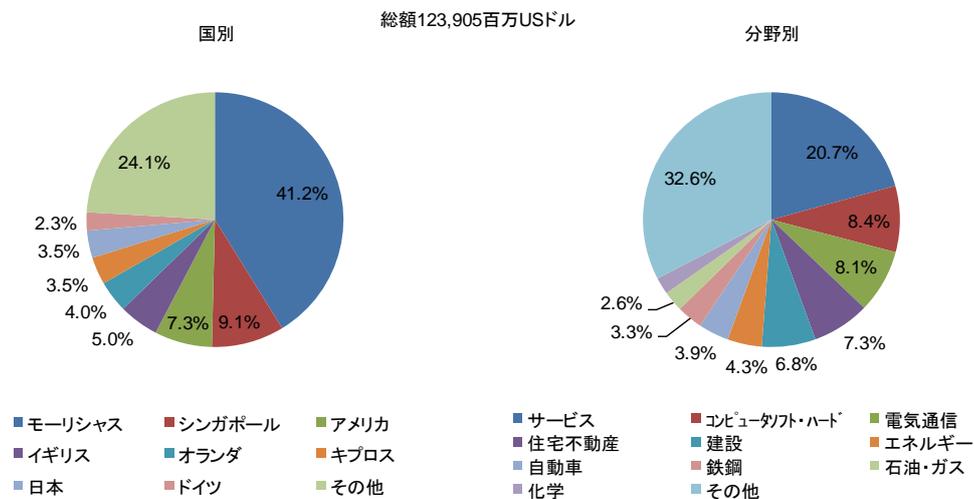
公共セクターの総売上高（8兆3,729億ルピー）は、中小企業の総売上高（6兆9,512億ルピー）よりも大きくなっているものの、現在、以下のような公企業改革が進められており、今後その影響力は低下していくことが見込まれる。

- (i) 国営企業の民営化
- (ii) 非戦略的公営企業の政府資本所有率を20%以下に低減
- (iii) 利益の上がっていない企業の閉鎖

・外資系企業

インドは、かつて厳しい外資規制がなされており閉鎖的な経済運営となっていたが、1991年の経済自由化を柱とする構造改革後、外資流入が増加し、その後も段階的に外資規制の緩和がなされている。インドに対する海外からの直接投資額を見ると、2000年から2010年の累計で1,239億ドルの投資が行われており、特にサービス関係の投資が多く全体の2割を占めている。また、近年ではインフラ関係の投資も増加してきている。(図表 IV-5 参照)

図表 IV-5 インドへの海外直接投資額（国別・分野別、2000～2010年累計）



出典：Ministry of Commerce & Industry 「India FDI Fact Sheet - September 2010」

・財閥企業

インドには大規模で複合的な財閥企業が複数存在しており、これらの産業に占めるインパクトは大きい。例えば大規模な財閥であるタタ・グループの売上は、中小企業全体の売上の約 45%、公企業の 37%に相当する。

3 企業の資金調達構造

(1) 企業間信用の状況

① 資金調達の実態

インドの上場企業では、2001年以降、企業間信用と銀行借入による調達比率がそれぞれ約2割で概ね安定しており、外部資金調達の主要手段となっている。

投資ブームや企業の収益性向上等によって、2002年までは内部資金による調達比率が上昇していたが、それ以降下降傾向にあり、4割弱となっている。企業間信用は資金調達額全体の中で概ね2割弱程度で推移しており、銀行借入は2001年以降2割程度で安定的に推移している。(図表 IV-6 参照)

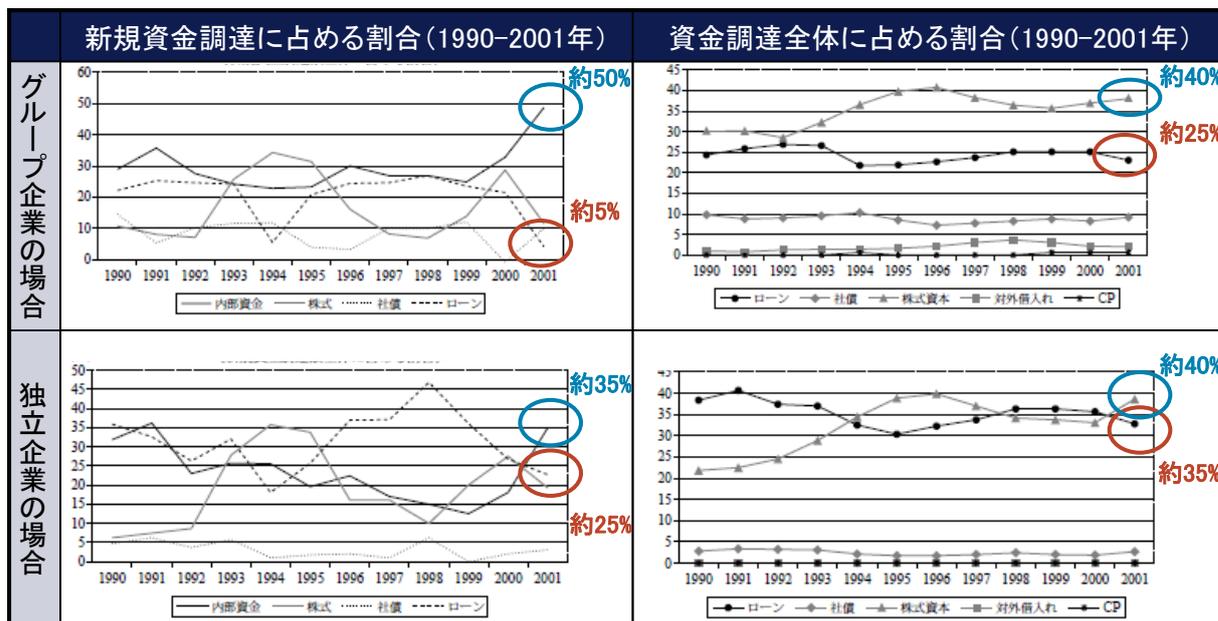
図表 IV-6 インド上場企業における資金調達額と資金調達構成

	1993-1994年	1995-1996年	1997-1998年	1999-2000年	2001-2002年	2003-2004年	2005-2006年	2006-2007年	2007-2008年	2008-2009年
内部資金(%)	28.9	36.6	34.3	40.3	65.3	53.5	43.6	36.9	35.8	36.9
払込済資本	1.1	1.3	1.6	0.5	0.4	0.4	1.4	0.4	0.3	0.4
準備金・剰余金	14.1	20.8	12.1	9.1	-18.8	20.0	26.0	23.8	23.4	23.8
引当金	13.6	14.5	20.7	30.7	83.8	33.1	16.2	12.8	12.1	12.8
外部資金(%)	71.1	63.4	65.7	59.7	34.7	46.5	56.4	63.1	64.2	63.1
借入	24.0	31.4	44.8	20.1	8.8	17.0	24.4	28.3	27.7	28.3
うち銀行借入	-2.0	17.7	11.0	8.4	21.5	21.4	23.8	20.5	20.7	20.5
うち非銀行金融機関借入	7.6	6.1	9.9	5.2	-5.3	-5.1	-2.4	-	5.0	-
うち社債	6.9	3.5	10.6	3.4	-1.5	-3.5	-2.7	0.5	0.3	0.5
株式	29.6	13.9	8.3	21.9	10.5	8.6	17.0	17.1	18.6	17.1
流動負債(企業間信用)	17.4	17.9	12.3	17.3	14.3	20.3	14.7	17.7	17.9	17.7
その他	0.1	0.2	0.3	0.5	1.1	0.7	0.4	-	-	-
調達額合計(10億ルピー)	306	543	504	397	293	632	1,605	4,211	4,158	3,919
サンプル企業数(社)	1,720	1,930	1,848	1,927	2,031	2,214	2,730	3,114		

出典：RBI Bulletin(Finances of Large Public Limited Companies)各号

インドでは財閥等のグループ企業が大企業の多くを占めているが、このインドのグループ(財閥)企業の資金調達構成比率(残高ベース)は独立企業と大きな違いは無い。グループ企業は新規資金調達では内部資金への依存が大きいですが、調達残高では株式資本(内部資金)の比率が独立企業と同程度である。上場企業では社債などによる調達も実施している分、銀行借入が独立企業と比較して10ポイント程度低い比率となっている。(図表 IV-7 参照)

図表 IV-7 インドにおけるグループ企業と独立企業の資金調達構造の相違

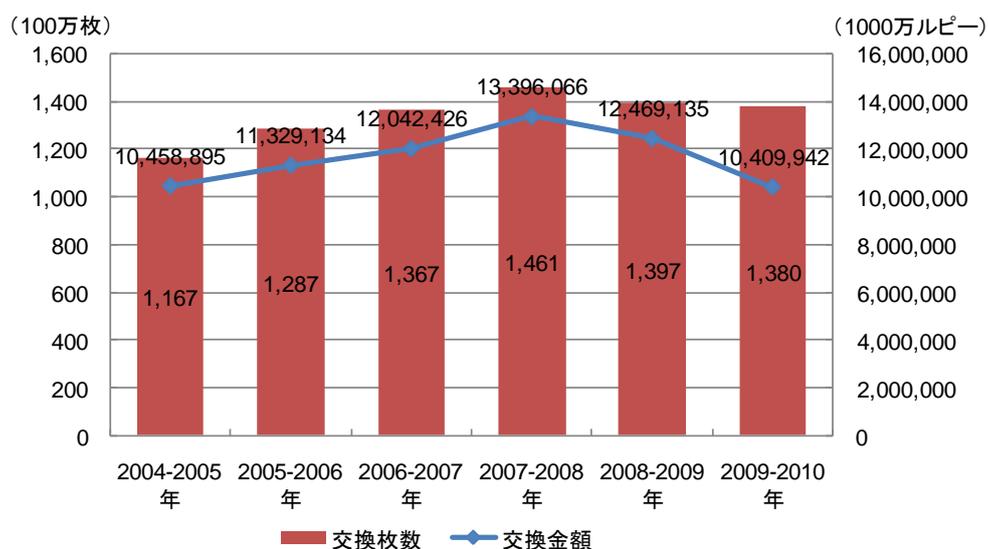


出典：白井早百合「家族経営のグループ企業が企業パフォーマンスに与える効果の分析」

② 手形・小切手の利用状況

インドでは小切手による決済が一般的となっており、手形は一般的でない。(図表 IV-8 参照)

図表 IV-8 インドにおける小切手交換枚数及び交換高

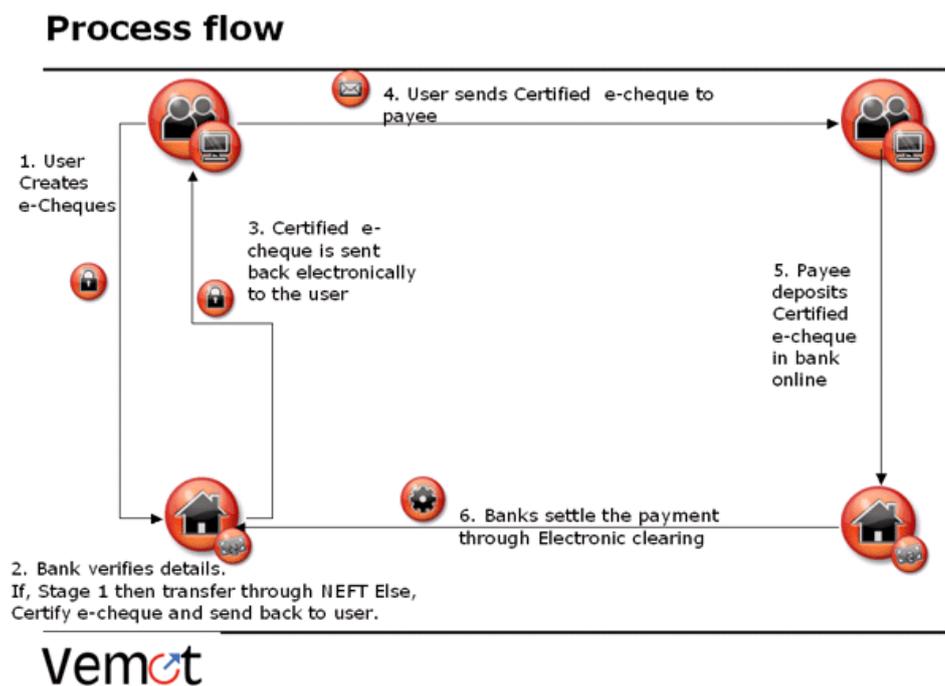


出典：Reserve Bank of India 2010.9.15 press release

インド準備銀行の各地区支店に地区割りされた交換制度があり、先日付小切手が使用されることもある。不渡になっても銀行取引停止になることはなく、単に「支払無し」とされるのみである。また、従来振込は一般的ではなかったが、2005年より RTGS（即時グロス決済）、NEFT（ATM を通じた国営電子振替決済）が導入され、即日でのネット決済も増加しつつある。

なお、インドでは小切手電子交換システムと e-check が提供されている。e-check は複数の民間金融機関が、EFT システム（インド準備銀行によって提供されている銀行間の顧客資金送金サービス）にインターネットバンキングを接続することで提供している。なお、インドの IT サービス企業である VEMOT 社が提供している e-check のスキームは以下通りである。（図表 IV-9 参照）

図表 IV-9 VEMOT 社の e-check スキーム



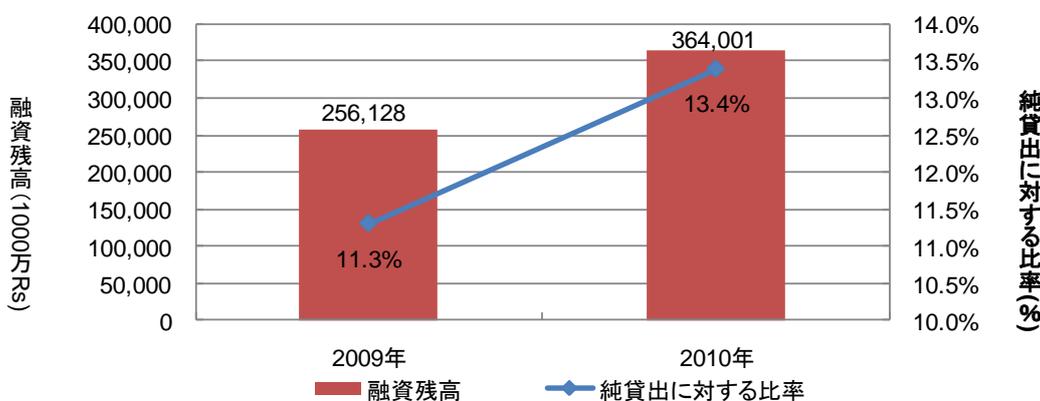
出典：VEMOT 社ホームページ(<http://www.vemot.com/>)

(2) 金融機関による中小企業融資の状況

① 中小企業金融の提供状況

インドの中小企業向けの貸出は、優先分野貸付等の中小企業向け金融政策によって増加傾向にあるものの、貸出総額に占める比率は未だ1割強に留まっている。2010年の指定商業銀行による中小企業融資は、口座数 8.7 百万、融資残高は 3 兆 6,400 億ルピー（前年比+42.1%）に伸びている。（図表 IV-10 参照）

図表 IV-10 インドにおける中小企業金融の提供状況



出典：株式会社 アジア産業研究所「インド経済・産業データハンドブック 2010年版」

インドでは、1969年の主要商業銀行の国営化措置以降、概ね1992年に至るまで、規制的な金融政策体系が進められた。その後金利や業務範囲に関わる規制が緩和される一方で、農村や小規模産業の開発のための銀行の社会的責任は強く認識されるようになり、そのための義務が課されている。

また、銀行の義務として代表的なものが優先分野貸付（Priority Sector Lending）であり、公的銀行および民間銀行（外国銀行を含む）は、正味銀行与信（Net Bank Credit: NBC）の一定割合を特定の分野に融資しなければならない。具体的に、現在指定されている優先分野は、農業、小規模事業、小規模輸送会社、教育、住宅、ソフトウェアなど14分野である。これらに対して、地場銀行は正味銀行与信の40%、外国銀行は32%を融資しなければならない。優先貸出義務の履行方法には直接融資のほか、NABARD（全国農業農村開発銀行）の運営する農村インフラ開発基金への出資や州金融公社の債券引受など多様な方法が認められている。貸出金利は20万ルピーまではプライム貸出レート（Prime Lending Rate: PLR）を超えてはならないが、20万ルピー以上については自由に設定することができる。規定額に達しなかった場合は、地場銀行はRIDF（農業インフラ開発基金）、外国銀行はSIDBI（小規模産業開発銀行）へ、その額を預託しなければならないこととなっている。

② 中小企業向け金融制度

インドでは、以下のような各種融資制度が存在するが、銀行は総与信の一定割合を担保でカバーすることとなっている。

現地通貨建銀行借入は貸出上限額が銀行の自己資本の15%、グループあたり40%となっている。各銀行は調達コストなどを勘案したベースレートを公表することが義務付けられており、それを下回る金利での貸出は禁止されている。

(i) 短期調達

インドは有担保主義を採用しており、商業銀行はインド準備銀行によってオンバランス総与信の一定割合を担保にてカバーすることが求められている。資金用途に応じて、売掛金や在庫・不動産などの担保を求められることがある

(ii) 輸出金融

輸出にかかわる金融で、日本における輸出前貸に近い調達形態である。輸出振興策の一環として180日まではプライムマイナス2.5%を上限、180日超はプライムプラス0.5%を上限とした優遇金利を適用している。

(iii) 輸出手形買取

一般的に行なわれており、原則リコース無しとなっている。

(iv) 輸入金融

輸入信用状、引受、輸入決済資金調達があるが、優遇金利は無い。

(v) 長期調達

5年程度までの期間が一般的だが、それ以上の場合もある。

(vi) その他

為替ヘッジ手段として為替予約が一般的で、その他、通貨・金利スワップや外貨オプションも可能。ただし、実需によることが原則となっている。

また、小規模工業部門に対する優先的信用供与制度として、1960年に信用保証制度（Credit Guarantee Scheme）がスタートした。この制度は、従来優先されていなかった小規模工業部門への信用供与を、政府の代理人としてインド準備銀行が「保証」を行うというものである。なお、現在は中小企業向け信用保証ファンドとして運用されている。

インドでは、低金利で資金調達可能な外貨借入の利用が急増しており、預金や融資にかかわる規制が少ないため、制度上は銀行以外からの資金調達を行い易くなっている。

その他にも、インドの一般事業会社も一般大衆・株主から資金調達として預金を受け入れることが認められている。金利は銀行調達と同程度で期間は3年以内であるが期限が到来すると更新するのが一般的となっている。また、インドでは企業間融資が行われている。これは金利・期間ともに特に制限はなく、借り手の払込済み資本金と任意積立金の合計を上限とする制限があるのみである。ただし、税制面、株主への説明責任もあり、一般的には行なわれていない。

(3) 政府による代表的な中小企業支援策

① 中小企業支援策

インドでは2007年に「1961年インド政府規則」を改正し、農業・農村工業省と小規模企業省が合併した結果、現在の零細・中小企業省となった。同省は、中小・零細企業問題を検討するタスクフォースを設置しており、当該タスクフォースでは、「資金調達」がインドの中小企業にとって重大な問題であることが認識され、政府が主体となって、指定商業銀行に数値目標を課す等によって促進を図っている。

なお、タスクフォースに設置されたワーキンググループのレポートの中で、日本の中小企業向け支援制度が「ベストプラクティス事例」として紹介されている。紹介されているのは、中小企業向けワンストップサービスと、政府調達における中小企業者利用の促進である。(図表 IV-11 参照)

図表 IV-11 中小・零細企業問題を検討するタスクフォースの内容

項目	タスクフォース報告書に記載されている金融に係る内容
中小・零細企業に係る認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小・零細企業はインドの経済において重要なセグメントである ・ 第4回中小企業センサスでは、企業数2,600万社、従業員数6,000万人となっており、製造業の総生産量の45%、輸出額の40%を中小企業が占めている
中小・零細企業の課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業が直面している全ての問題の中で資金調達が最も重大な問題であり、様々な策を講じてきたが十分に効果を発揮している状況にはない 【インド政府が認識している中小企業の資金調達の問題】 十分でタイムリーな資金調達の可能性/資金調達コストの高さ/担保の不足/株式投資へのアクセス/業績不振からの再建
中小向け融資の実態について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的銀行から中小企業向け融資は2000年の4,604億ルピーから2009年には1兆8,521億ルピーに増加した ・ しかし最終的な中小企業向け融資は同じ期間に12.5%から10.9%に減少しており、零細向け融資は7.8%から4.9%に減少している ・ 中小・零細企業の銀行融資の困難性は、ハイリスクであると認識されていることと、ローン申込処理コストが割高であることにある
提案内容	<ol style="list-style-type: none"> 1.重要セクター借入政策の下、更にサブターゲットとして零細企業を設定 <ul style="list-style-type: none"> - 中小企業を重要セクターとして中小企業向け融資を促進しているが、更に中小企業向け融資の60%を零細企業に提供 - 全ての指定商業銀行は、毎年小規模・零細企業向け融資の20%増加が目的とされる 2.法人成りしていない分野に対する国営ファンドの創設 3.零細企業融資に対する利子補給 4.中小企業株式取引所の創設 <ul style="list-style-type: none"> - エンジェル・ベンチャーキャピタルに対する軽減税制、上場許可、新たなベンチャーファンド創設のための公的ファンド設立等を考慮して進める 5.業績悪化中小企業の再建ファンド <ul style="list-style-type: none"> - 柔軟な清算スキームの検討とその実例の共有 6.その他 <ul style="list-style-type: none"> - 250万ルピーまでのローン申込書式を全銀行共通のものとして考案 - 電子申込の仕組みの設置 - ローン申込否決の理由の説明義務と専門組織の設置 - スコアリングモデル導入による審査の迅速化 等

中小企業支援に係る財政支出額を見ると、総額約 280 億ルピー（約 504 億円）であり、GDP の規模を考慮すれば、日本と同程度、中小企業を重視した予算配分であるといえる。（図表 IV-12 参照）

図表 IV-12 インドにおける中小企業支援に係る財政支出額

（単位：1,000万ルピー）

	特定用途予算	用途任意予算	その他予算	支援内容(例)
SSI Division (small scale industries)	110	7.54	150	・設備機器発展: 57 ・EDI教育: 54 ・中小企業格付: 35
DC(MSME) (Micro, small, medium enterprises)	705	88	-	・中小企業に対する保証の見返り: 200 ・技術向上: 195 ・起業家育成: 24
ARI Division (Agro&rural industries)	1,585	153.16	-	・Khadiの市場創出: 290 ・雇用創出: 906
合計	2,400	248.70	150	

※日本の中小企業支援に係る平成23年度予算は全省庁で約1,969億円(日本はインドの4倍弱)
2009年GDPは、日本5.1兆ドル、インド1.3兆ドル(日本はインドの約4倍)

出典：Ministry of Micro, Small and Medium Enterprises 「Outcome Budget2010-2011」

インドの中小企業支援（資金調達以外を含む）は、省内各部署の下部組織によって実施されている。（図表 IV-13 参照）

図表 IV-13 インドにおける中小企業支援策概要

省内組織	省の下部組織(実行組織)	政策概要
DC(MSME) (Micro, small, medium enterprises)	MSME-Dis / Testing Centres Tool Rooms / Technology Development / Centres	・中小企業の発展と促進に係る政策の明確化、組織化、実行における支援 ・異なる政策やプログラムの監視
ARI Division (Agro&rural industries)	KVIC	・KHADHI(布製品)と村の産業を発達させ、販売促進する ・農村地域の雇用機会を創出する
	MGIR	・調査、研究開発の促進、品質管理、技術の教育・普及によって、KHADIと村の産業の研究開発活動を強化する
	COIR BOARD	・COIR産業の発展を促すとともに、従事者の生活を向上させる
SSI Division (small scale industries)	NSIC	・小規模零細企業の成長を育成、支援する ・マーケティング、信用格付け、技術買取、近代的マネジメント手法の採用など多様な支援を提供
	NI-MSME / NIESBUD NIESBUD / IIE	・起業家活動の発達と育成

出典：「ANNUAL REPORT2009-2010」 MINISTRY OF MICRO, SMALL AND MEDIUM ENTERPRISES

(4) 関連制度

① 倒産制度

企業が債務超過に陥った場合、倒産法に該当する Sick Industry Company Act(SICA)に基づいて産業金融委員会（BIFR）に届け出、BIFR による業績悪化原因の調査と再建案策定の手続をとることが規定されている。届出後は、BIFR の管理の下、再建策を講じるか自力救済・解散となるが、SICA は基本的には再建を目指す法律であり、撤退の実例は殆どない。再建手続きには「10 年はかかる」との弁護士意見もある。

このように、再建が困難であるため、債務超過に陥る前に再建見込みの薄い会社に増資せざるを得ない状態となり、無駄な投資を増やすことになる。任意清算は「債務支払不能宣告」を自ら行わない限りできず、且つ、従業員を解雇する場合に州政府の認可を必要とする場合があるため（ただし、“Workmen” が 100 名以上いる会社に限る）、認可取得は非常に困難と言われている。

また、産業争議法では、製造業において工場労働者を 100 人以上雇用する事業所は、事業所閉鎖前に州政府の承認を得よう求めている。法的には産業争議法よりも SICA が優先する為、理屈上は州政府の承認なく撤退可能であるが、慣行上州政府の承認が得られないことが多く、撤退ができないことが多い。

なお、業績が悪い会社を清算しようとしても、税務訴訟が継続しているために会社清算ができない場合もある。そのため清算予定の会社を継続するための人材を置くことになり、余計な費用負担が必要となる。日系企業にとっては、撤退が非常に難しい国であるということもプロジェクトを展開する際のネックになっている。

② 手形・小切手制度

インドの支払手段は殆どが小切手であるが、制度上は、約束手形・為替手形・小切手が存在する。なお、期間の長い決済については先日付小切手が利用されている。また、手形の支払期間は 1 年未満となっている。

不渡を出した振出人に対しては、刑事上の罰金措置として 1 年未満の禁固（投獄）、5,000 ルピー未満の罰金が課されることとなっている。不渡の連絡は 30 日以内に行い、その連絡後 15 日以内に振出人は支払をせねばならず、その支払がなされなかった場合、刑事罰の手続きに入る。一方で、不渡による取引停止処分については、特段の定めがない。1881 年の法制定以降、商取引の拡大とともに、決済を予定しない振出人（悪意の支払不能）が増加したことから、1885～2002 年にかけて、不渡に対する刑事上の処罰が段階的に設けられてきた。しかし、振出の段階では悪意でない支払不能もある為、刑事上の処罰が適切か否か、という議論はあるものの、現状は手形・小切手の決済の信頼を確保するため刑事上の処罰を課するという措置となっている。

資金調達への活用状況としては、指定商業銀行による国内手形割引・買取の額は、残高ベースで約 7,600 億ルピー（2010 年）、総貸出（約 33 兆 3,755 億ルピー）の約 2.3%に留まっている。

インドでは 2002 年から e-check が、手形・小切手の一種として扱われている。インターネットバンキングを通じて、「約束手形」「銀行引受手形」「小切手」を電子登録して発行・譲渡・呈示する方式であり、2002 年に、電子商取引などの増加に伴い支払方法の利便性向上のために設けられた制度である。紙の小切手と同様の法律（Negotiable Instruments(Amendment) Act, 1881）が適用される。電子手形・小切手を受領した銀行は、その真正性に疑義がある場合は、その原因となる商取引に係る資料等を証拠として振出人に求めることができるとされている。

不渡制度についても、紙の場合と同様となっている。また、e-check は「譲渡」もでき、割引などに活用することも可能であるが、インドの融資において割引の額は必ずしも多くはない。

③ 信用情報制度

インド準備銀行など複数の銀行によって Credit Information Bureau (India) Limited が 2000 年に設立され、金融機関向けに信用情報提供を行っている。

4 IT利用の状況

(1) 銀行間決済インフラの整備状況

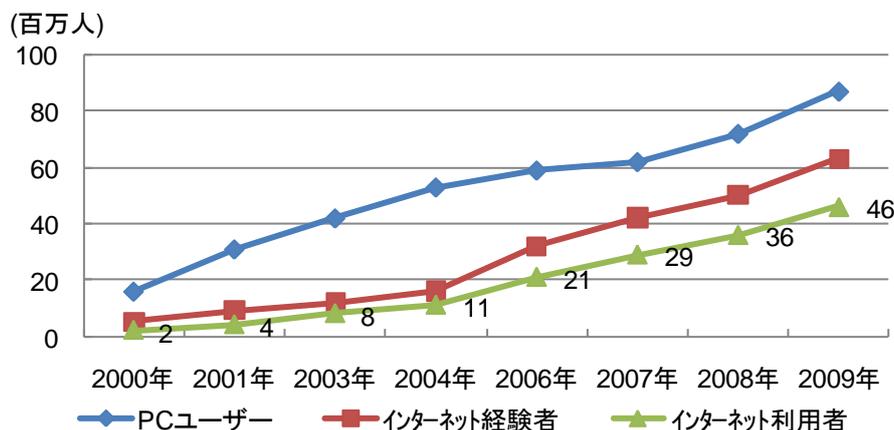
近年、インドでは銀行間決済インフラが整備されている。大口決済は、インド準備銀行が2004年より運用を開始したRTGSシステムで行われている。RTGSシステムは、2010年11月時点で全支店数82,400のうち約72,000の銀行の支店で利用が可能となっている。また、小口決済もインド準備銀行が2005年より運用を開始したNational Electronic Funds Transferによって行われており、2011年1月時点で74,680の銀行の支店で利用が可能となっている。

また、インド全国支払公社（National Payment Corporation of India：NPCI）が銀行間モバイル支払サービス（Inter-bank Mobile Payment Service：IMPS）を2010年に導入し、携帯電話を利用して銀行の小口決済が可能となった。

(2) 一般企業等におけるITの利用状況

インドの総人口11.5億人のうち、インターネット利用率は4.4%（0.5億人）と非常に低い。一方で、都市部におけるインターネット利用率は17%（50万人弱）であり、都市部におけるインターネット環境の整備は比較的進んでいると言える。（図表IV-14 参照）

図表 IV-14 インドの都市部におけるPC・インターネット利用状況



出典：Internet & Mobile Association of India 「Internet in India I-cube2009-2010」

※注： 調査対象は12歳以上の都市部居住者。対象人口は2.7億人。

PCユーザー：PCの使い方を知っている。

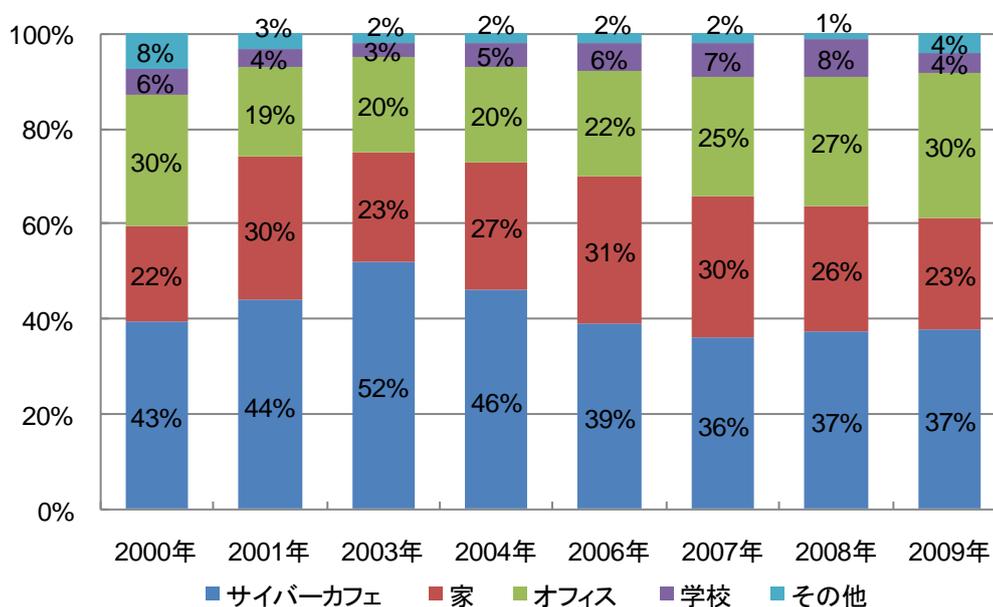
インターネット経験者：インターネットにアクセスしたことがある。

インターネット利用者：1ヶ月以内にインターネットにアクセスした。

ただし、インドにおけるインターネット利用環境は、回線が敷設されているのではなく、特定企業や地域において、衛星回線等（Indian National Satellite System）を用いた高度なインフラが提供されている。このため、地域ごとの普及率に差が出ているのではないかと考えられる。

また、インターネット利用者の用途を見ると、30%がオフィスでの利用となっている。（図表 IV-15 参照）

図表 IV-15 インド都市部におけるインターネット利用者の用途別構成比



出典：Internet & Mobile Association of India 「Internet in India I-cube2009-2010」

V. ベトナム

1 要約

(1) 産業特性及び企業特性

ベトナムの企業は、多数の小規模・零細企業によって構成されている。労働集約型産業が発展しており製造業の構成比率が高いものの、国内にサプライチェーンが構成されてこなかったため、現段階で売掛債権を流通させるニーズは限定的である。

しかし、政府が国内のサプライチェーン構築に向けて取組を図っているところであるため、こうした取組とあわせて電子記録債権制度が導入される可能性はある。

外資系企業については、GDP 構成率は高いものの、企業数は未だ少ないため資金調達構造に大きな影響を与えるほどではないと考えられる。国営企業についても企業数は少なく減少傾向にあるため、同様に資金調達構造への影響は小さいと考えられる。

(2) 企業の資金調達構造

政府による中小企業支援施策は積極的に実施されているものの、未だ中小企業の資金調達は困難であり、経営難となっている企業も存在する。こうした環境に対し、電子記録債権制度は一定の貢献を果たすものと考えられるが、ベトナムにおいては未だ現金決済が主流となっているため、電子記録債権制度の導入を図るには、まず、商慣習、法制度等の抜本的な改定が必要となる。

(3) IT 利用の状況

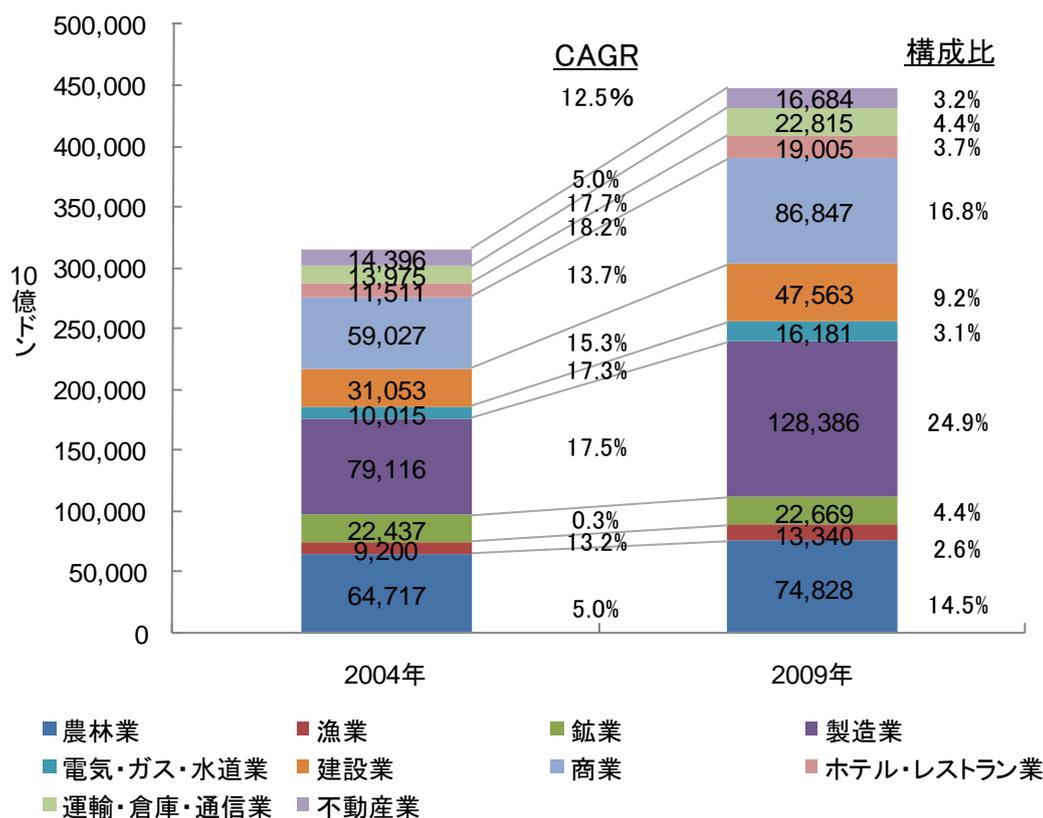
中小企業において PC の活用及びインターネットの普及は進んでいる他、政府による IT 人材育成が取り組まれているため、電子記録債権制度導入上の推進要因になると考えられる。一方で、銀行間決済インフラは整備されているが、国民における銀行口座の開設が進捗していない点が電子記録債権制度推進上の懸念点となることが認識される。

2 産業特性及び企業特性

(1) 産業特性

安価な労働力を豊富に持つベトナムは、海外からの委託加工先として発展してきたため、製造業の構成率が高く、高い年平均成長率を示している。ただ、これらの製造業は、外国企業から部材の提供を受け、それを組み立てるという労働集約型の産業であり、国内にサプライチェーンを構成してこなかった。そこで、ベトナム政府は、国内産業の発展のため、裾野産業開発計画（2007～2010）において、各産業の部品、材料の生産促進を図っているところである。また、ベトナムでは特に米を中心とした輸出政策を進めてきたため、農林業の構成比が高く 14.5%を占めている。（図表 V-1 参照）

図表 V-1 GDP に占める各産業の生産額比率（ベトナム）



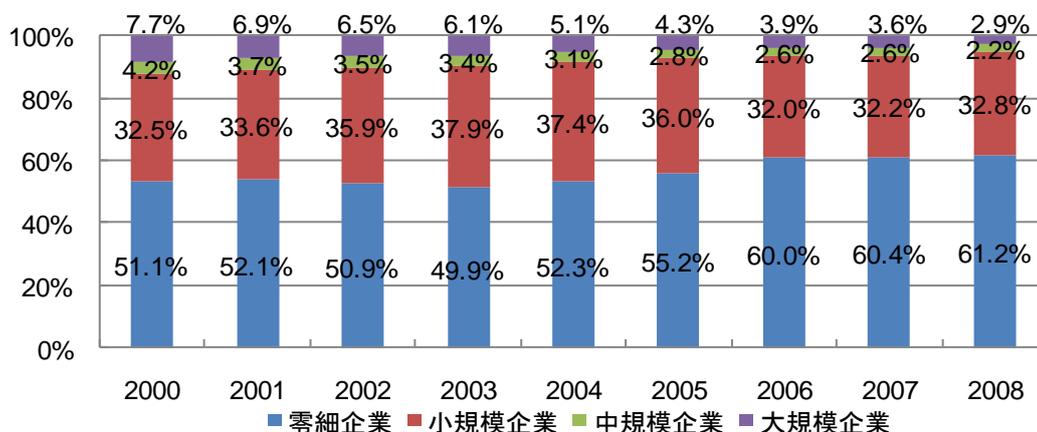
出典：日本貿易振興機構

(2) 企業特性

① 規模別企業数

ベトナムの企業数は2000年で約4万社、2008年で約21万社と5倍近い増加となっている。その中でも特に小規模・零細企業の割合が9割以上と多く、2000年から2008年にかけてその構成比率が一層増加している。(図表 V-2 参照)

図表 V-2 ベトナムにおける企業規模別構成比



出典：ベトナム統計局「enterprises' data of the year」

② 資本特性

2008年時点におけるベトナム企業の95%は非国営企業であり、残りの5%が国営企業と外資系企業によって構成されている。(図表 V-3 参照)

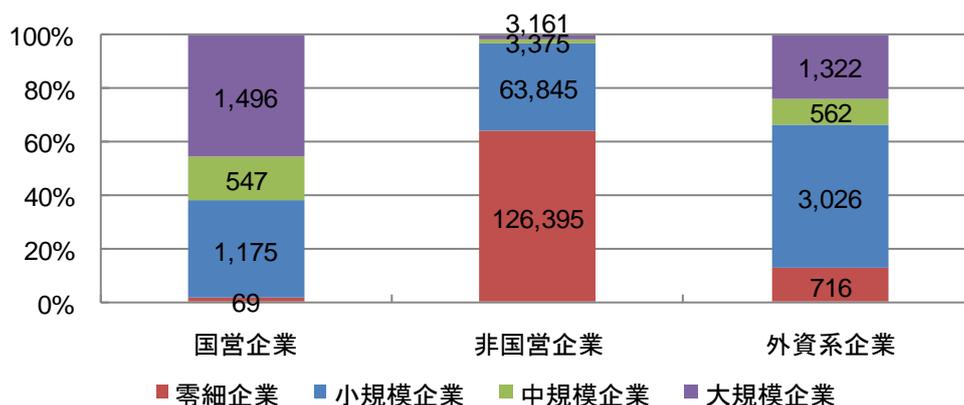
図表 V-3 ベトナムにおける企業類型別企業数・構成比



出典：ベトナム統計局「enterprises' data of the year」

企業類型別の企業規模では、非国営企業の97%が小規模・零細企業となっている一方で、国営企業では中規模・大規模企業が60%を超え、外資系企業においても中規模・大規模企業が30%を超えている。(図表 V-4 参照)

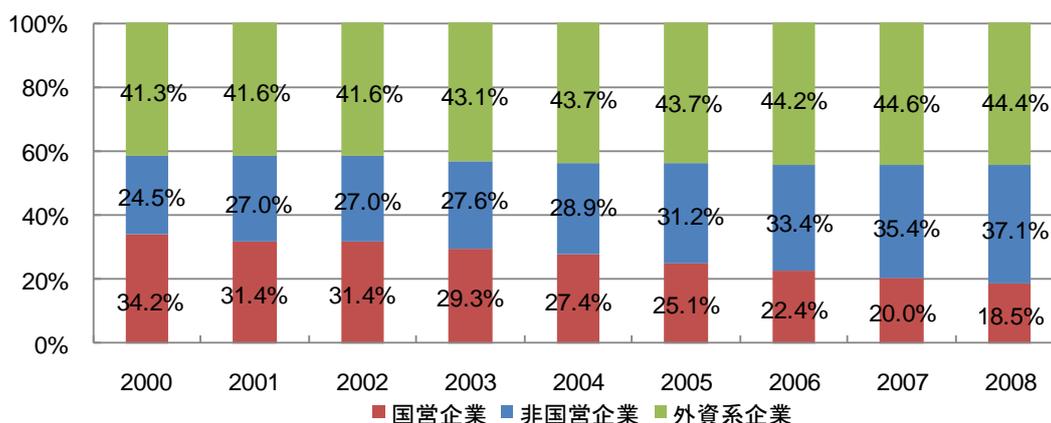
図表 V-4 ベトナムにおける企業類型別企業規模の構成



出典：ベトナム統計局「enterprises' data of the year」

企業類型別の GDP 構成比率では、企業数全体で1%程度の外資系企業が全体の GDP 全体の44%を占めている。また、非国営企業数の増加に伴い、非国営企業の GDP 構成比は増加傾向にあるものの、外資系企業の構成比率を上回るまでには至っていない。(図表 V-5 参照)

図表 V-5 ベトナムにおける企業類型別 GDP 構成比率



出典：ベトナム統計局

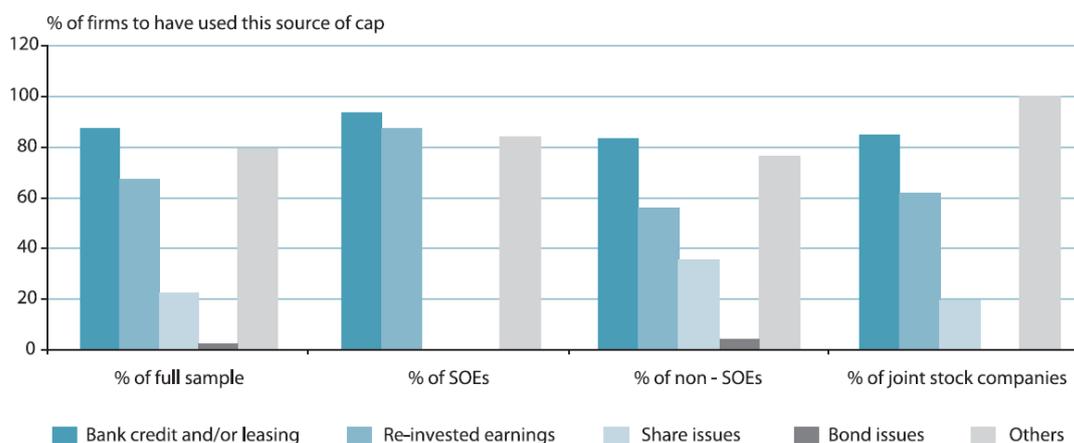
3 企業の資金調達構造

(1) 企業間信用の状況

① 資金調達の実態

ベトナムの国営企業はほぼ銀行借入と内部留保によって資金調達を行っている。一方、非国営企業や株式会社は株式や債券の発行によって資金を調達している。(図表 V-6 参照)

図表 V-6 ベトナム企業における種類別資金調達の方法



出典：International Finance Corporation

「Corporate Governance in Vietnam: The beginning of a long journey」

② 手形・小切手の利用状況

ベトナムでは手形・小切手が一般的に利用されておらず、現金決済か送金決済が基本となっている。小切手が紙ベースでわずかに利用されている程度で、同市間においてでも決済に2、3日かかり、他都市をまたぐ場合は4~7日かかる。国営商業銀行では顧客の5%程度のみが小切手を利用するに留まっている。

③ 決済の遅延

ベトナムは日本やその他の国々にとって有望事業展開先国と目されており、日本の海外事業展開にあたって、代金回収が困難であるとされている例が少ないことが国際協力銀行の調査で明らかになっている。(図表 V-7 参照)

図表 V-7 有望事業展開先国・地域の課題（代金回収が困難）

国名	代金回収が困難と回答された割合
中国	31.3%
ロシア	11.3%
インド	8.5%
ブラジル	8.3%
インドネシア	4.1%
台湾	3.6%
ベトナム	3.2%
タイ	1.6%

出典：国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告
2010年度 海外直接投資アンケート結果」

ベトナムでは現金決済が主流であるため、売掛金・買掛金等短期信用による商慣習が確立されていない。そのため、将来的な企業活動発展という面での制約に繋がる可能性がある。売掛金・買掛金等短期信用がないという背景には、国民の金融機関への不信感があり、その結果として、個人の口座開設が進んでいないという状況が挙げられる。ベトナムの産業特性として、小規模・零細企業の割合が全体の9割以上を占めるため、個人の口座開設が進まないという状況が企業活動にも大きく影響しているのではないかと考えられる。

(2) 金融機関による中小企業融資の状況

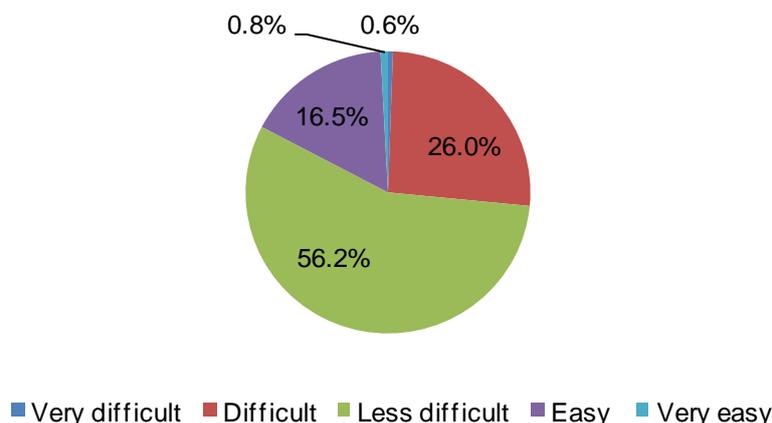
① 中小企業金融の提供状況

ベトナムにおける中小企業への融資は進んでおらず、経営難に陥っている中小企業が多数存在している。

ベトナム会計監査協会によると非国営企業の163,000社のうち、銀行の貸付金で資金調達をできた企業は半数であり、ベトナム計画投資省の調査でも銀行の貸付金で資金調達を行っている中小企業は3分の1に留まっているとされる。この結果、資金調達の困難さが原因となって中小企業の多くが経営難に陥っていると考えられる。

野村総合研究所等がベトナムにおいて実施した「Small Medium Sized Enterprises Financial Project」に参加した中小企業に対するアンケートにおいて、ほとんどの企業が「資金調達が困難」であると回答している。(図表 V-8 参照)

図表 V-8 ベトナムにおける中小企業の資金調達困難度



出典：野村総合研究所「ベトナム金融セミナー ベトナム銀行ノンバンクの動向」

ベトナムにおいては、VIETCOMBANK、INCOMBANK、AGRIBANK、BIDV、ACB、SACOMBANK、VIB、TECHCOMBANK による中小企業向け融資が全体の70～80%を占めており、その他に政府系金融機関として、ベトナム社会政策銀行がある(2002年に Bank for the Poor から名称変更)。ベトナム会計監査協会によるとベトナム企業の95%を中小企業が占めているにも関わらず、ベトナム全国の貸付金総額に占める割合は27%に留まっている。ベトナムの中小企業に対する銀行貸付が進んでいない理由は担保設定可能な物件が不足しており、また、短期貸付においても金利が高いという点が指摘されている。その他にも、銀行貸付以外の資金調達手段であるリース金融、ファクタリング、ベンチャーキャピタルについての認識が中小企業において高まっていないため(約半数の中小企業においてそれらの資金調達手段が認識されていない)、情報不足が中小企業向けの貸付が進んでいない理由となっていることが推察される。

② 中小企業向け金融制度

中小企業向け融資を行っている TECHCOMBANK を例として、中小企業向け金融制度を見てみると、大きく以下のような貸付手段がホームページ上で紹介されている。

- (i) 運転資金ローン(満期一括返済型、信用与信枠)
- (ii) 中・長期ローン
- (iii) 中長期プロジェクトローン
- (iv) オーバードラフト

また、中小企業向け保証ファンドも存在する。これらは、政府決定に基づいて規制される金融機関であり、資本の回収及び経費の自己支払を目的とした非営利組織として運営されている。

(3) 政府による代表的な中小企業支援策

① 中小企業支援策

2001年、首相の諮問機関として内閣に中小企業発展委員会が設立され、当該委員会を中心として中小企業支援システムを構築する方針が盛り込まれた。また、当該委員会の常設事務局としての機能を持つ中小企業局が中小企業庁に昇格し、中小企業発展の促進、企業の登録、投資の奨励、国営企業改革との調整、国際協力などの役割を担うこととされた。

具体的な政府による計画として、2006年に「中小企業発展計画 2006～2010」が策定されている。「2010年までに32万社の新設」「雇用270万人の創出」が基本目標とされており、「中小企業の設立・活動の円滑化」「資金・土地へのアクセス改善」「競争力強化のための支援プログラムの実施」が基本方針として定められている。この計画の成果として、2010年末時点で以下のような成果をあげている。

- (i) 54万7,000社が新設
- (ii) 360万人の雇用を創出
- (iii) 中小企業を中心とした民間セクターによる GDP 全体に占める割合は、2006年の45.6%から2010年は48%に上昇
- (iv) ベトナム全土における GDP の50.2%を民間セクターが創出
- (v) GDP の平均成長率は全経済セクターの平均が8%となっている中で民間セクターは10%を超過

金融における中小企業支援策として、2003年にベトナム社会政策銀行の設立及び小規模企業への融資が開始され、2007年には中小企業や外資系企業に対しベトナムでの社債発行を認めた。また、海外からも援助を受けており、2002年から日本の国際協力銀行による総額8,800万ドルのツーステップローンが提供されている他、2004年からアジア開発銀行による1億ドルのポリシーローンが提供されている。その他にも様々な国や機関からの援助がベトナムに対して行われている。

その他の分野における支援として以下のような取り組みが行われている。

- (i) 情報提供
中小企業庁の「Business Portal」による中小企業向けの情報提供がされている。

(ii) IT化

「電子商取引発展計画（2006～2010）」を策定し、電子商取引の促進に取り組んでいる。企業間電子決済の利用率を60%に高める、何らかの形で電子商取引を利用する中小企業の比率を80%まで高める等を重点目標としている。この企業間電子決済とは、民間企業の決済代行会社が提供するインターネットを使った決済サービスを指すが、（ベトナムではOnePay, Mobivi, Paynet, Payooといったサービスが提供されている）Vietnam e-Commerce Reportによると電子商取引の決済手段としての利用は2008年において3.5%程度の利用率に留まっている。

(iii) 人材育成

中小企業庁や各省庁による「中小企業のための人材育成プログラム（2004～2008）」や日本、国際労働機関など多数の海外組織によるプログラムが提供されている。

(iv) 下請企業振興

「裾野産業開発基本計画（2007～2010）」をベトナム商工省が策定している。この計画は各産業の部品、材料の生産促進のため、中小企業の経営・生産の近代化、原材料・部品ごとに特化した工業区の配置、長期融資の環境づくりといった方策を打ち出したものである。この計画における金融面の施策では、特に日本の中小企業向け融資をモデルとする融資システムの構築を進めることとされた。

(4) 関連制度

① 倒産制度

破産法については、関連する当事者にとってのメリットがなく、明確さ、厳密さに欠けており、当局による厳密な執行がなされていないため、倒産を宣告された企業数と実際に営業停止した企業数に乖離が見られる。また、企業の財務の透明性が欠如している点も倒産法の効果的な執行を妨げる要因となっていると考えられる。

(i) 破産法

- ・ 企業又は協同組合は、無担保の債権者から請求のあった期限の到来した債務を支払うことができなくなったときに、破産法に基づき「破産状態に陥った」とみなされる。
- ・ 倒産2年間は新しい事務所の設立やマネージャーの役職に就くことは許可されない。

② 信用情報制度

信用情報へのニーズの高まりに応じて、国営及び民間それぞれにおいて信用情報センターが設けられている。1999年にベトナム中央銀行が以下の役割を担う機関として、信用情報管理センターの運営を開始している。

- (i) 信用情報の全国データの管理
- (ii) 商業銀行と関係のある企業からの情報の収集
- (iii) 国営銀行の部門に対する信用情報の提供
- (iv) 貸付機関およびその他の組織がリスクを抑えることができるように、情報を交換し提供
- (v) 法律に従って、経済、財務、金融、銀行の分野の情報を国内外の組織と協力して交換
- (vi) 信用情報に関する法律文書の調査および発行

信用情報管理センターが提供する情報には、期限どおりに支払を行うか否かのコメントなども信用調査レポートに記載されており、企業信用格付けレポートも提供されている。

その他、ベトナムの商業銀行12行による民間初の信用情報センターが設立され、2010年末より運営が開始されている。この背景として、特に国際投資家からの信用情報開示に対するニーズが高いことが指摘されている。

4 IT利用の状況

(1) 銀行間決済インフラの整備状況

ベトナムでは近年ようやく銀行間決済のインフラが整ってきたという状況にある。2008年よりベトナム国家銀行がCITADと呼ばれる銀行間決済システムを運用しており、大口決済・小口決済共にCITADで決済を行っている。このCITADには、2008年末時点でベトナム国内ほぼすべての銀行である83行、433の支店が参加している。処理方式は、大口決済・小口決済ともに、夜間バッチで処理されている。

ベトナムにおいては、銀行口座の保有者は1割程度ではあるが、公務員や一部国営企業が給与の銀行振込を導入したことなどによって、口座開設が拡大しつつある。しかし、ATMは人口100万人あたり126台という割合に留まっており、口座開設のボトルネックとなる可能性がある。また、クレジットカードやデビットカードについても普及率は周辺新興国に比べて低位となっている。

(2) 一般企業等におけるITの利用状況

ベトナムの中小企業、大企業では1企業あたりのコンピュータ台数が2桁を超えている。(図表 V-9 参照)

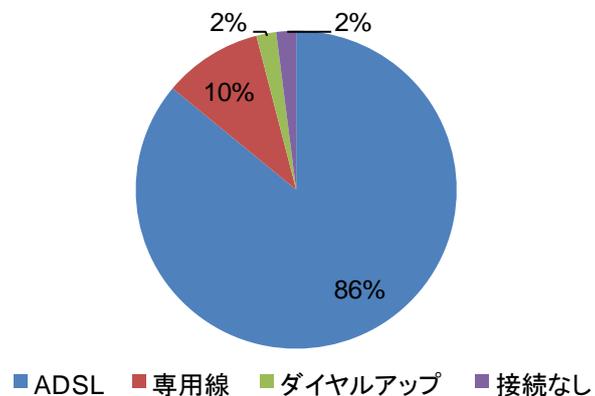
図表 V-9 ベトナムの中小・大企業におけるコンピュータ普及状況

企業規模	1企業あたりの コンピュータ台数	コンピュータ1台あたりの 従業員数
中小企業	15.7	6.9
大企業	78.6	21.3

出典：ベトナム商工省「Vietnam E-Commerce Report 2009」

インターネットの普及率は2010年で30.8%となっており、ASEAN諸国においてトップクラスである。インターネットに接続されていない中小・大企業は2%に留まっている。(図表 V-10 参照)

図表 V-10 ベトナムの中小・大企業におけるインターネットへのアクセス手段



出典：ベトナム商工省「Vietnam E-Commerce Report 2009」

その他にもベトナムでは政府主導による IT 人材育成を進めている。具体的には、「2015 年までの IT（情報技術）人材育成マスタープランおよび 2025 年までの方針」として、2020 年まで国内の各企業の従業員の 70%が IT 教育をうけることを目標として掲げている。

VI. インドネシア

1 要約

(1) 産業特性及び企業特性

インドネシアでは、製造業が主要産業となっており、企業数も 5,126 万社と非常に多いが、そのほとんどが GDP への寄与が少ない小規模・零細企業が占めている。これらの小規模・零細企業は、その大半が内部資金で経営を行なっているため、資金調達ニーズはあまり高くないと言える。

資本特性としては、国営企業や外資系企業などが一定数存在するもののインドネシアの資金調達構造に影響を与えている状況ではない。また、華人系企業がインドネシア経済に大きな影響力を持つと言われている。これまでは閉鎖的な家族経営が華人系企業の特徴とされていたが、近代的でオープンな経営に移行している。

(2) 企業の資金調達構造

中小企業への融資は年々増加傾向にあるものの、現状では内部資金で経営を行う小規模・零細企業が多い。ただし、借りられないため資本調達としている可能性はある。小規模・零細企業における決済では、運転資金の前払いや現金決済が多いことから、企業間信用の発展余地が認識される。

また、大企業・国営企業の下請けとなる中小企業においては、大企業・国営企業からの支払が遅延することが常習化しているため、債権の可視化の手段のひとつとして電子記録債権制度を活用する余地はあると考えられる。

(3) IT 利用の状況

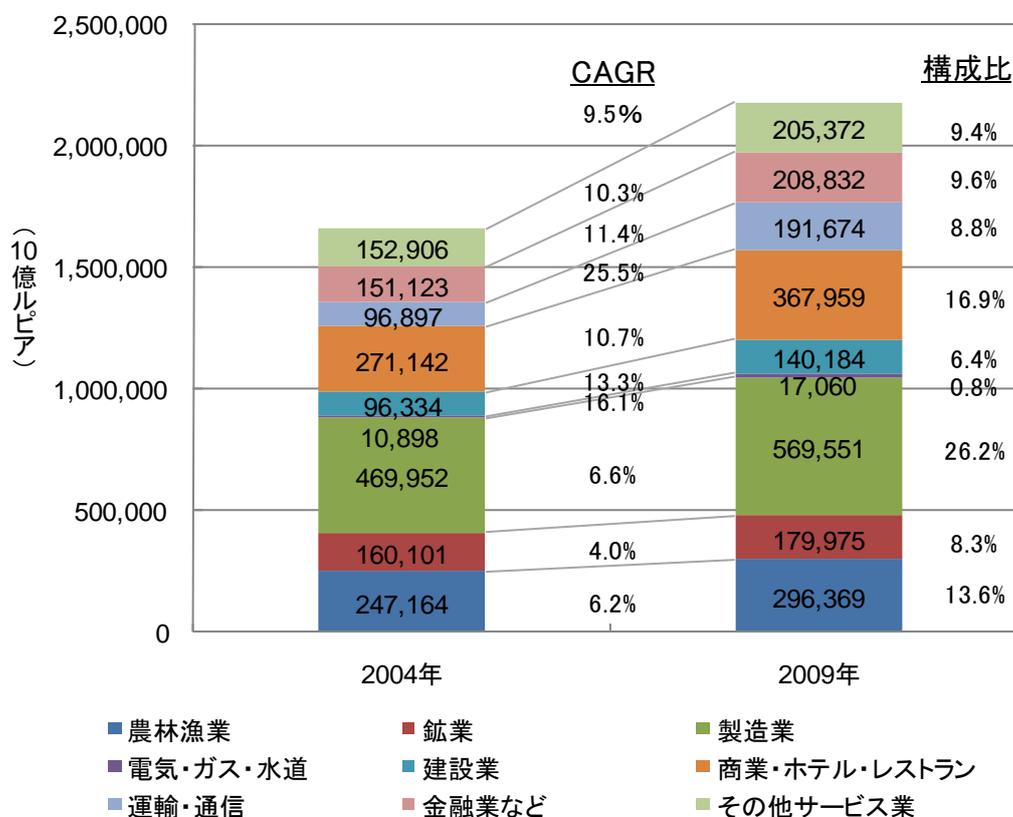
銀行間決済のインフラは他の調査対象国同様に整備されているものの、島国であるという制約によって国民全体にインフラが浸透しているとは言い難い。これは企業における IT 利用状況にも言えることであり、インターネットは十分に普及していない。代替手段として携帯電話が普及しているため、電子記録債権制度をインドネシアで普及させていくためには、携帯電話でも利用可能なサービスを提供していく必要が認められる。

2 産業特性及び企業特性

(1) 産業特性

インドネシアでは、製造業（構成比率 26.2%）と商業・ホテル・レストラン（構成比率 16.9%）が主要な産業となっている。（図表 VI-1 参照）

図表 VI-1 GDP に占める各産業の生産額比率（インドネシア）



出典：日本貿易振興機構

インドネシアの製造業は農村部を中心として伝統的・原始的な経営体によって行われており、消費財・家庭用品などのローテクな商品を生産しているケースが多いといわれている。そのため、産業構造として階層的下請け構造はできあがっていない。

(2) 企業特性

① 規模別企業数

インドネシアの企業数は5,126万社であり、そのうち大企業・中規模企業は0.1%程度しか存在しない。(図表 VI-2 参照)

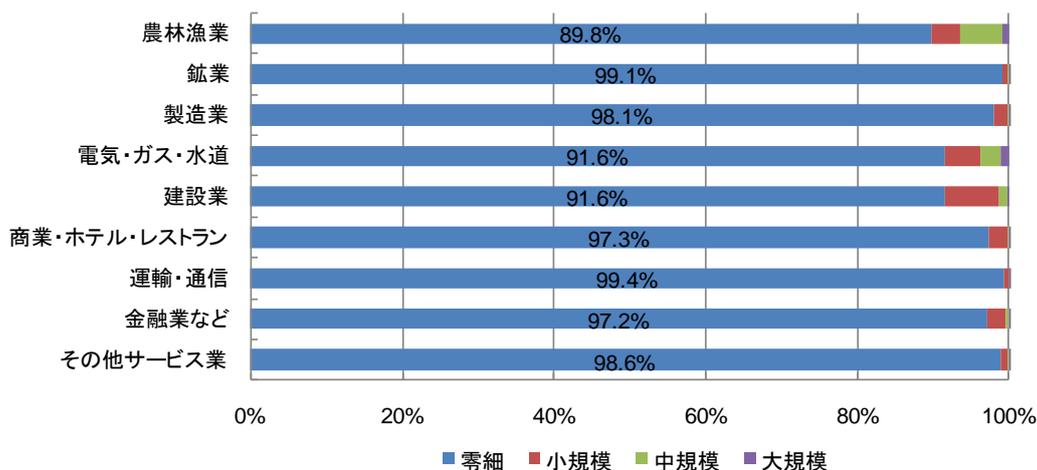
図表 VI-2 インドネシアにおける企業規模別構成比率



出典：インドネシア中央統計局

産業別に見ても、大規模・中規模企業は電気・ガス・水道及び農林漁業分野においてわずかに見られる程度である。(図表 VI-3 参照)

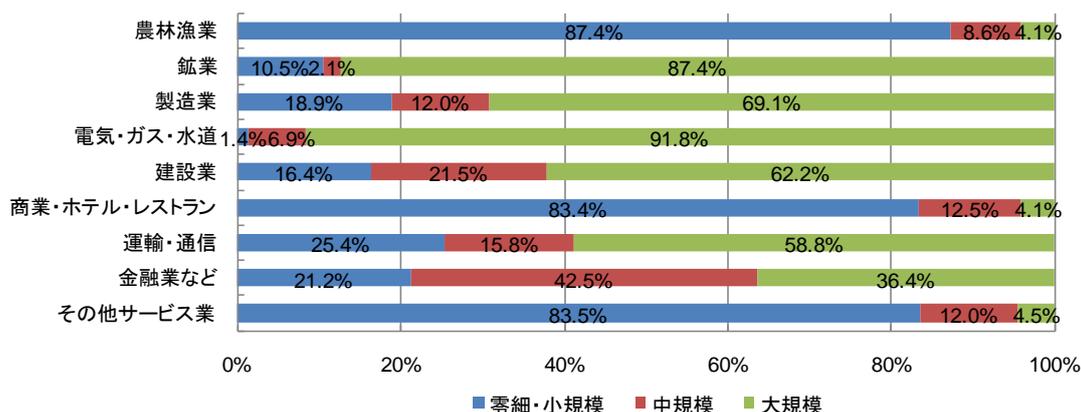
図表 VI-3 インドネシアにおける各産業の企業規模別構成比率



出典：インドネシア中央統計局

一方で、企業規模ごとの GDP 寄与率を見てみると、農林漁業、商業・ホテル・レストラン、サービス業以外では大部分を中規模・大規模企業が占めている。(図表 VI-4 参照)

図表 VI-4 インドネシアにおける各産業の企業規模別 GDP 寄与率



出典：インドネシア中央統計局

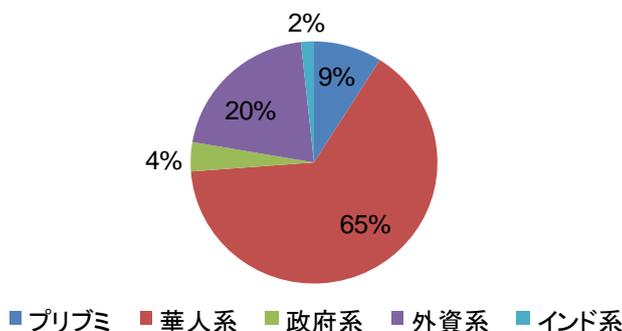
製造業は GDP の 26%を占めているものの、そのうちのほとんどが企業数としては非常に少ない中規模・大規模企業によるものである。前述の通り、インドネシアの製造業は GDP への寄与が少ない消費財・家庭用品などのローテクな商品を生産している小規模・零細企業でほぼ占められている。

② 資本特性

・華人企業

インドネシアは世界で最も華人が多い国である。総人口の 3~4% (600~700 万人) を占めており、インドネシアにおける上場企業のうち 65%が華人系企業である。一方で、現地人であるプリブミ系企業は 9%に留まる。(図表 VI-5 参照)

図表 VI-5 インドネシアにおける上場企業の所有属性 (2004 年)



出典：Indonesia Financial Market Directory 2004

華人企業は一般的に閉鎖的な資金調達構造を持つと言われているものの、1997～1998年のアジア金融危機を契機として、家族経営に対する近代的な経営手法の導入が進み、他企業との連携や合弁事業の設立などオープンな経営に移行している。

・国営企業

インドネシアの国営企業数は130社程度であり、また、石油・航空・電力・通信といったインフラ系の業種に限られている。

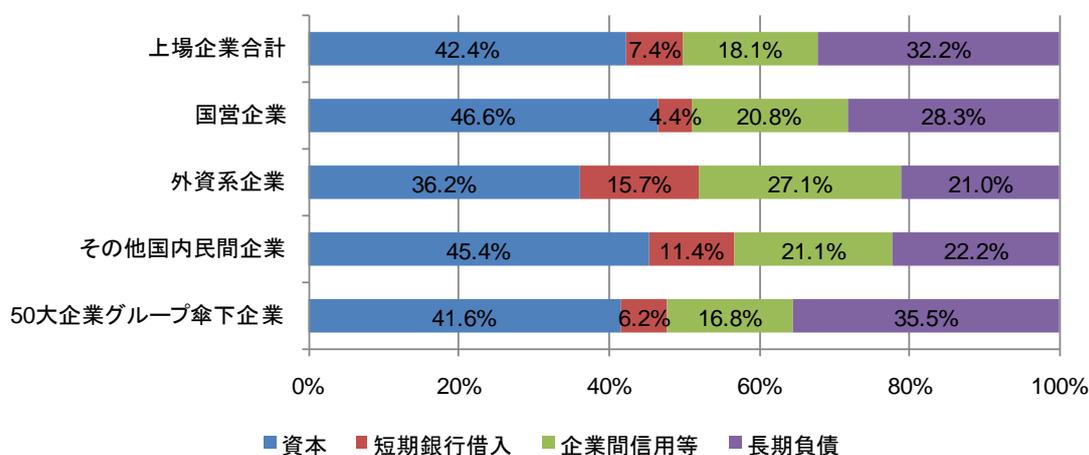
3 企業の資金調達構造

(1) 企業間信用の状況

① 資金調達の実態

2004年当時のデータではあるが、上場企業においては企業間信用よりも短期銀行借入の占める割合が小さいというデータがある。これは、アジア危機前の1996年と比較すると、負債を圧縮し資本ファイナンスに移行しつつある特徴を示すものとなっている。(図表 VI-6 参照)

図表 VI-6 インドネシア上場企業における資金調達源 (2004年)



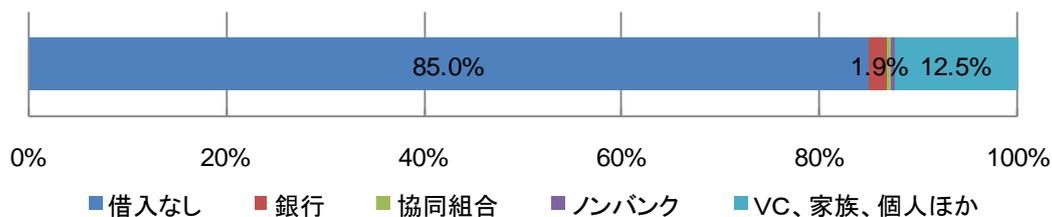
※流動負債と短期銀行借入データが入手できない企業、負債超過または負債過大(負債/自己資本比率が10以上)の企業を計算から除外

出典: アジア経済研究所 佐藤百合「インドネシアの企業セクター再編」

原出典: Institute for Economic and Financial Research「Indonesian Capital Market Directory」

また、インドネシアの99%以上を占める小規模・零細企業では、借入をしない企業が85%を占め、銀行借入は2%に留まっている。(図表 VI-7 参照)

図表 VI-7 インドネシア小規模・零細企業における資金調達源 (1998年)



出典: 神戸大学(当時) 中村和敏「インドネシアにおける小規模零細企業の資金調達」

原出典: インドネシア中央統計局「Small Scale Manufacturing Statistics (2000)」

② 手形・小切手の利用状況

インドネシアでは一般的に小切手が利用されている。小切手の取引数と交換高は増加傾向にあるものの、5,126 万社という企業数を考慮するとまだ普及段階にあると言える。(図表 VI-8 参照)

図表 VI-8 インドネシアにおける小切手取引数及び小切手交換高



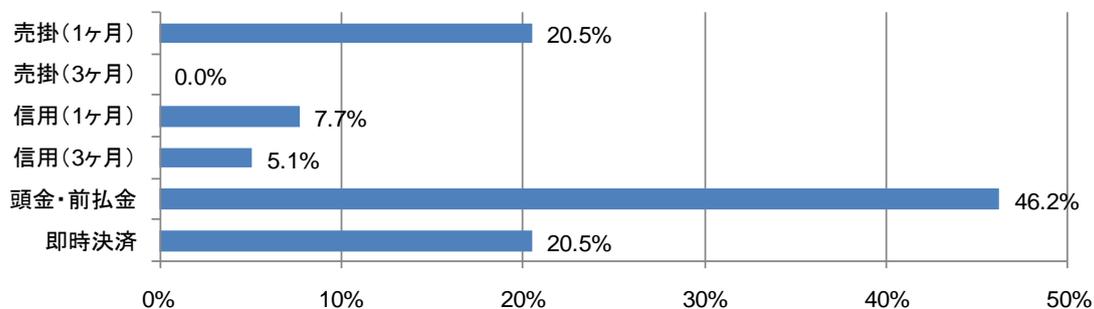
出典：BANK INDONESIA

③ 決済の遅延

インドネシアにおける決済の遅延状況として、小規模零細企業間の取引における決済遅延は重大な問題として認識はされていない。しかしながら、下請け関係においては大企業・国営企業による支払遅延は発生している。

インドネシアには売掛や信用供与という慣習はあるが、長期の期限を設けている例は少ない。アジア通貨危機後に小規模零細企業の倒産件数が増大した際には、現金による即時決済を多くの企業が要求するようになったと言われている。また、頭金・前払金を採用している企業が多いことも特徴である。(図表 VI-9 参照)

図表 VI-9 インドネシア小規模零細企業における決済方法 (2000年)



出典：神戸大学 (当時) 中村和敏「インドネシアにおける小規模零細企業の資金調達」

著者によるフィールド調査結果 (2000年当時) サンプル数 39

一方で、法律上では、大企業と中小企業は対等の立場で協力するよう定められているものの、大企業・国営企業からの支払が遅延することが常習化している。

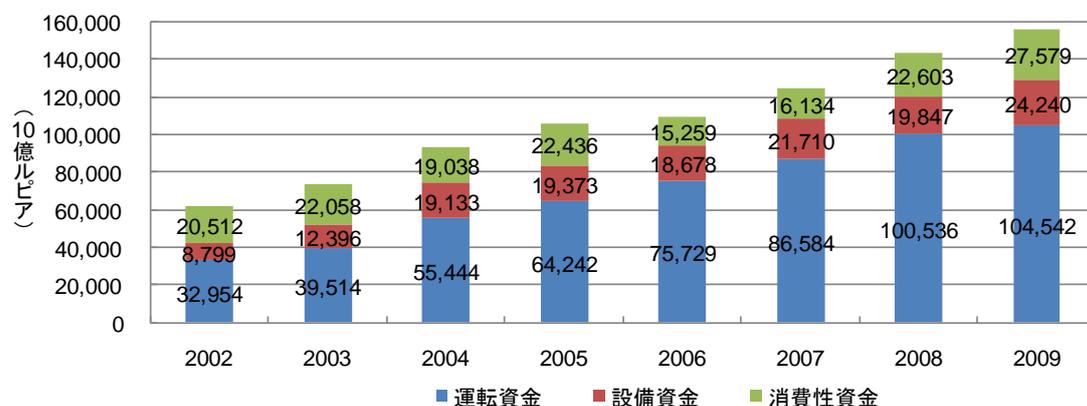
不渡については、BANK INDONESIA 規則によると 6 ヶ月以内に小口不渡 3 回、もしくは大口不渡 1 回を出した場合、ブラックリストに掲載され 1 年間銀行取引が禁止となる。

(2) 金融機関による中小企業融資の状況

① 中小企業金融の提供状況

中小企業金融残高は年々増加傾向にあり、その内訳は運転資金融資が約 7 割を占める。(図表 VI-10 参照)

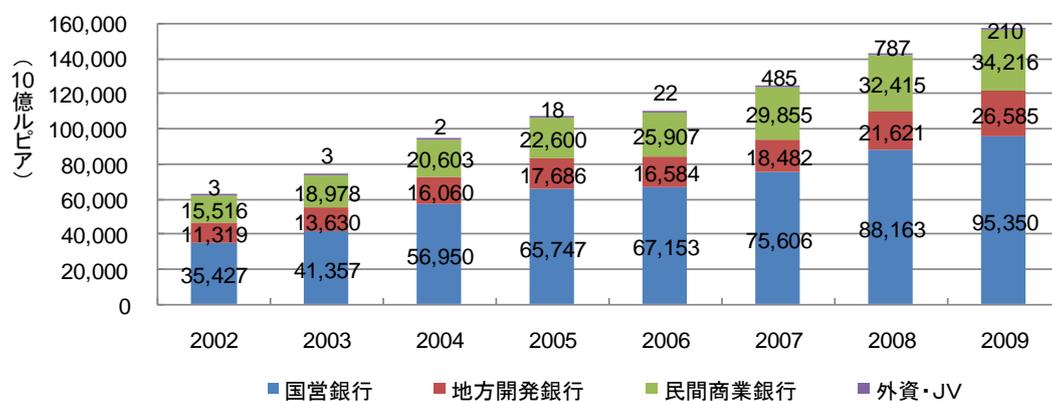
図表 VI-10 インドネシアにおける中小企業金融の提供状況



出典：BANK INDONESIA

中小企業金融を行っている金融機関は以下の通りであるが、その中でも特に国営銀行による融資が 6 割以上を占めている。(図表 VI-11 参照)

図表 VI-11 インドネシアにおける中小企業向け金融の機関別シェア



出典：BANK INDONESIA

(i) 国営銀行

マンディリ銀行、インドネシアネガラ国営銀行、インドネシア国民銀行など

(ii) 地方開発銀行

地域経済の振興のための中小企業向け融資を主業務とし、ほぼすべての州に1行設置

(iii) 民間商業銀行

セントラルアジア銀行、ダナモンインドネシア銀行など

(iv) その他

Permodalan Nasioanal Madani（政府機関）、シャーリア銀行

インドネシアの人口のうち9割近くがイスラム教徒であることから、イスラム教独自の融資が行われている。イスラムの教えから生じた規範、行動倫理である「シャーリア」に基づいて、「利子の禁止」「利益の分配」の理念のもと運営を行っているシャーリア銀行がある。シャーリア銀行は、特に中小・零細企業の事業に対する融資を積極的に行っており、融資方法は利子を取らない代わりに担保を必要としている。

② 中小企業向け金融制度

国営銀行のマンディリ銀行を例として、以下のような中小企業向け融資制度が用意されている。

(i) キャッシュローン

設備資金、運転資金、担保融資、多用途ビジネスローン、アントレプレナーローン、フランチャイズローン

(ii) 各種プログラムローン

農業・エネルギー関係事業者向け、バイオ・プランテーション事業者向け

(iii) ノンキャッシュローン

信用状保証（海外取引・国内取引）、銀行保証、スタンドバイ信用状

(iv) マイクロビジネスローン

零細企業向けの運転資金等に関する融資

(3) 政府による代表的な中小企業支援策

① 中小企業支援策

インドネシアでは、「1995年小企業に関する法令第9号」を基本法として中小企業支援が行われている。この基本法の制定目的は、中小企業の活力を生かして経済全体の発展に資すること、及び中小企業振興に法的根拠を与えることである。内容として、政府の役割や小企業に対する支援、融資、信用保証、企業間の協力などについて規定されている。その後、「1998年小企業振興に関する政令32号」によって、より強力に中小企業振興を推進することを定めた。

金融面での中小企業支援策として、2007年に信用保証制度が開始されている。土地所有権が明確でないイスラム社会であるため、小企業法においても土地・建物が純資産に組み込まれず、中小企業の信用確保が困難であった。そのため、政府は融資を支援・実行するための政府機関を設立し、信用保証会社は、融資機関による融資や出資に対する保証を強化することが定められた。信用保証会社としては、SPU（国営公社）、ASKRINDO（政府出資の株式会社）、PKPI（商工会議所を中心に出資する民間会社）が存在している。

その他の各種支援事業として、研究開発支援、IT対応への支援、産学官連携支援、販路開拓支援、ISO認定取得支援、中小規模商業の振興策、下請け企業振興策がある。これらの支援事業は政府が法制度化し地方政府が実施する体制となっている。下請け企業に対する大企業・国営企業からの支払遅延問題については、下請け支払遅延等防止法を策定したほか、官公需へのアクセスや受注の平等などを保証している。しかし、これらの施策は効果をあげていない可能性がある。

(4) 関連制度

① 倒産制度

インドネシアの破産法は、オランダ統治下の1905年に制定されており、複数の債務を有する債務者が、少なくとも一つ以上の債務につき既に弁済期が到来しているにも拘わらず履行できない場合、破産となるとされている。裁判所による破産宣告と同時に、相殺や現金担保没収などごく例外的な担保権の実行を除いては、債務者に対する全ての債権回収行為、訴訟手続きなどは自動的に停止される。別除権については日本法の概念とほぼ同じであるが、破産宣告後最長で90日間は相殺など例外的担保権を除いてその実行は停止される。また、無担保債権者については、債権者集会にて債務者から提示される和議案について諾否投票を行い、商業裁判所の認可を経て実行に移されることが定められている。

② 信用情報制度

信用情報制度については、インドネシア銀行が2005年に信用情報データベース

を構築している。また、1973年に制定されたレポーティング法に基づき、すべての商業銀行およびノンバンクのクレジットカード会社は、すべての個人および企業の債務者に関するデータの提出が要求されている。このデータの提出によって、1,700万件のデータが蓄積されており、各金融機関に提供されている。各金融機関が入手可能なレポートは、債務者の特定、借手である企業の経営者及び株主、供与された信用、担保、貸付人、集合性指標といった内容を含んでいる。

さらに、中小企業向け融資の改善を目的として中小企業データベースの構築が検討されている。ASEAN事務局、インドネシア中央銀行、日本国財務省にて、中小企業データベース構築についての具体的議論が2009年に実施された。これは中小企業金融活性化のために中小企業データベース構築が求められていることを受けたもので、日本におけるCRD（Credit Risk Data）のノウハウが活用できると考えられている。

4 IT利用の状況

(1) 銀行間決済インフラの整備状況

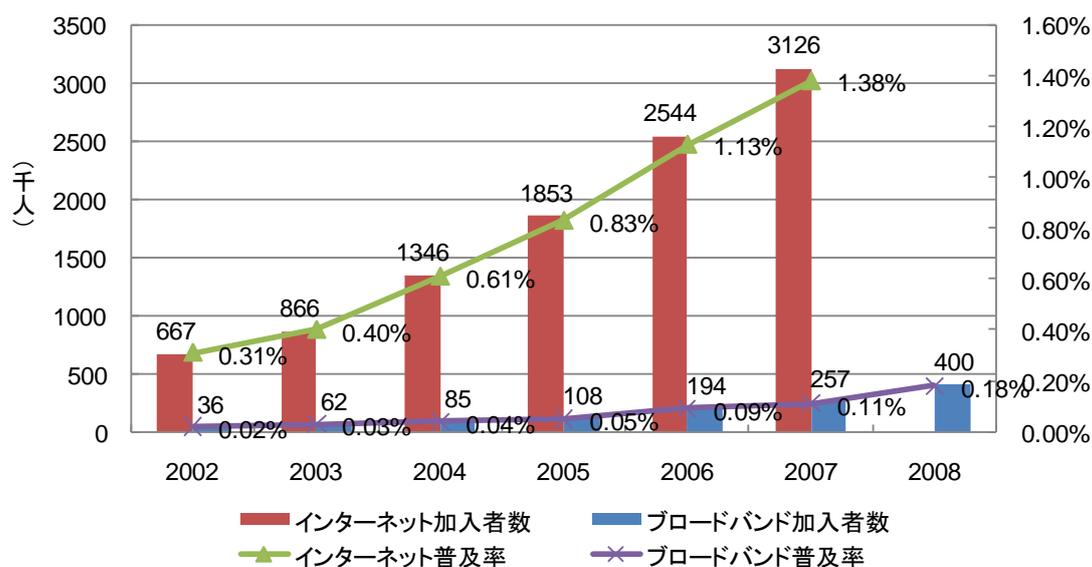
インドネシアの銀行間決済インフラは整備されている一方、島国という地理的条件によって金融機関を利用するユーザーにとっての制約が多い。大口決済は、2000年にインドネシア銀行によって **Bank Indonesia-Real Time Gross Settlement System** が導入され、主要な商業銀行はすべてこのシステムに参加している。また、国際取引のため **SWIFT** 導入を開始しており、2012年第3四半期から稼働開始予定である。小口決済は、**Bank Indonesia National Clearing System (SKNBI)** によって行われている。

インドネシアでは、経済的な理由や地理的な理由から銀行口座を持たない人が国民の8割以上を占めるため、代替の金融サービスへのニーズが存在している。そこで、携帯電話を利用した支払サービスが2007年に開始された。これは、携帯電話のSIMカードを用いたサービスであり、**T-Cash** や **My Wallet** といったサービスを人口の1%程度の人々が利用している状況である。

(2) 一般企業等におけるITの利用状況

インドネシアにおけるインターネット普及率は、2007年において1.38%、ブロードバンド普及率は2008年において0.18%であり、普及率は低い。(図表 VI-12 参照)

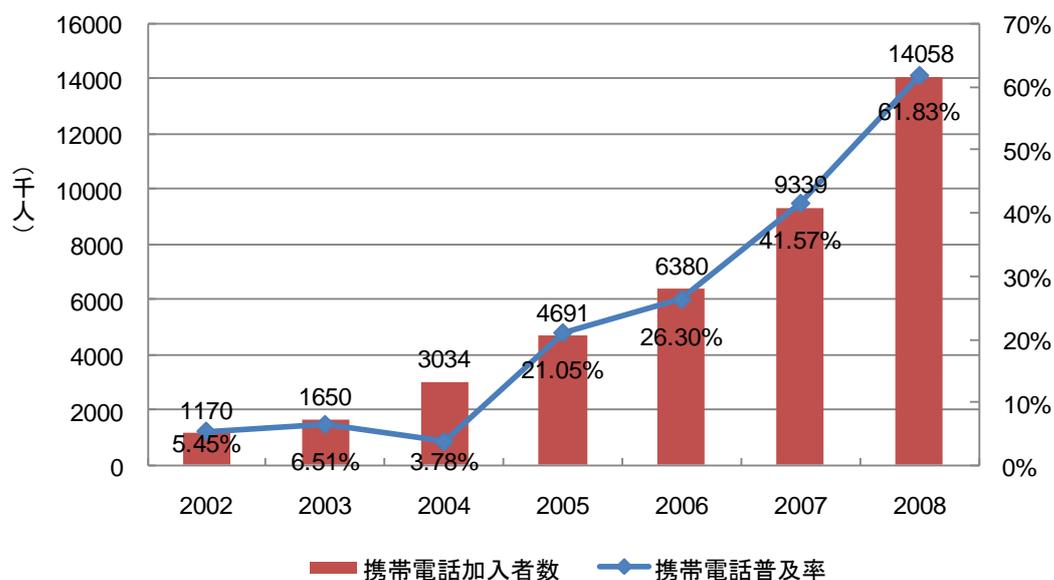
図表 VI-12 インドネシアにおけるインターネット・ブロードバンド普及状況



出典：ITU

インターネット・ブロードバンドの普及率が低い理由として、インドネシアは主要 5 島をはじめ 1 万数千もの島々から構成されているため、インフラの整備が困難であることが挙げられる。そのため、インドネシアでのコミュニケーション手段として携帯電話が利用されており、2008 年における普及率は 61.8%となっている。(図表 VI-13 参照)

図表 VI-13 インドネシアにおける携帯電話普及状況



出典：ITU

携帯電話のデータ通信を利用してインターネットに接続できるほか、様々なサービスが利用できるため、PC の代替手段としての位置づけとなっている。これらから、インドネシアにおける電子記録債権の普及を検討する場合は、通常の PC による利用のみならず、携帯電話でのアクセスを想定したサービスを検討することが必要となると考えられる。

VII. 展望

本項では調査全体をふり返り、アジアにおける企業間信用の共通課題と、調査対象国における電子記録債権制度導入可能性について示す。

1 対象国ニーズの存在

電子記録債権制度は、企業間取引の円滑化と企業の信用補完及び資金調達に資する制度であることから、一般に信用度の低い中小企業にとって特に有益な制度であると考えられる。

その点、調査対象であるアジア5カ国は、いずれも、かつての大企業育成や外資導入、或いは国有企業・財閥改革などを中心とした企業政策から、国内企業の大多数を占める中小企業育成へとその軸足を移しており、中小企業融資は増加傾向にある。

しかしながら、中小企業支援策は着手されて間もないため、中小企業向けの金融機能は未だ発展途上にあり、担保融資が主流となっているのが実態である。また、資産背景に乏しい中小企業に対する資金調達環境は十分に整備されているとは言えない。

これらの状況より、対象5カ国いずれにおいても、電子記録債権制度の主たる効用（債権を活用した資金調達）についてニーズが存在していると考えられる。

なお、インドや台湾では、日本の中小企業支援制度の研究、或いはそれを参考とした制度導入の例が散見され、日本の中小企業支援策に対する評価が高いことから、電子記録債権制度の普及において、本邦中小企業支援策における実績を訴求しながら、制度の普及を促すことは有効であると想定される。

2 企業間信用の発展段階と導入可能性

今次の調査によって、各国に電子記録債権制度の主たる効用に対するニーズが存在することが確認された。しかし、具体的なニーズが国毎の企業間信用の発展段階に応じて異なっているため、当該国の事情に合わせて制度の普及をはかる必要があると考えられる。

本項では、当該国の制度普及に関わる影響因子を、以下の2点と考え、分類を行った。（図表 VII-1 参照）

- 企業間信用の発展状況…企業間信用が醸成されているか否か。醸成されている場合、決済への信頼は高まっているか。
- 決済手段の電子化…電子記録債権の代替手段が存在するか否か。

図表 VII-1 企業間信用の発展段階と導入可能性



「発展段階Ⅰ」: 調査対象国の中ではベトナムが該当する。電子記録債権制度の対象とする債権自体が発生していない段階であるため、電子記録債権制度を導入するには、まず企業間信用を醸成することが必要となる。

「発展段階Ⅱ」: ある程度企業間信用が成立している段階であり、電子記録債権制度の導入によって、効率化や偽造を排除することが可能となる。ただし、企業間信用が醸成されても、決済の信頼性が低いため債権活用の高度化は期待し難い。

「発展段階Ⅲ」: 調査対象国の中では中国・インドが該当する。既に類似制度として電子手形・電子小切手が存在するものの、決済に対する信頼性が低いため、債権が十分に活用されていない状況にある。決済の信頼性を増すことで、発展段階Ⅴに移行し、債権活用の幅を広げていくことが可能となるが、既存制度の一部改変により、電子記録債権制度への対応ができてしまう可能性がある。

「発展段階Ⅳ」: 調査対象国の中ではインドネシアが該当する。企業間信用が成立し、更に決済の信頼性が高い段階である。電子記録債権制度の導入によって「効率化」のみならず、「売掛債権活用の高度化（資金調達への活用）」という効果も享受可能となる。

「発展段階Ⅴ」: 調査対象国の中では台湾が該当する。企業間信用も高まり、且つ類似制度が存在していることから、債権担保法制や動産担保法制の高度化など、新たな債権活用方法を併せて提供することで導入の可能性はあると考えられる。しかし、「発展段階Ⅲ」同様、既存制度の一部改変で対応できてしまう可能性がある。

このように、「企業間信用の発展段階」と「決済手段の電子化」のマトリクスから、電子記録債権制度導入の可能性と、導入によって期待される効用を判別することが可能である。

決済手段の電子化が進んでいる国では、既存制度を一部改変して対応する可能性があるため、総じて本邦制度を改めて導入する可能性は低いと考えられる。

電子化が進んでいない国では、企業間信用の発展状況に応じて、電子記録債権制度のみを対象として導入できる国と、関連制度を含めて導入を図るべき国などに分かれるものの、いずれの段階においても、導入の可能性が認められる。

今後は、対象国における今回の調査から想定された電子記録債権制度に対するニーズについて、実際にヒアリングなどによって検証し、導入可能性について更なる検討を進めていく必要があると考えられる。